

平成27年 4 月12日執行 統 一 地 方 選 挙

1	あらまし	1
2	事務執行日程	2
3	投票区及び開票区	10
	(1) 投票所等にあてた施設の内訳	10
	(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地	10
	(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地	16
	(4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地	16
4	選挙人名簿登録者数	17
	(1) 広島市長選挙に係る選挙時登録	17
	(2) 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙に係る選挙時登録	17
5	選挙長及び開票管理者等	18
	(1) 選挙長及び同職務代理者等	18
	(2) 開票管理者及び同職務代理者	18
6	選挙事務関係者	19
	(1) 投票事務関係者	19
	(2) 開票事務関係者	20
	(3) 選挙会事務関係者	20
7	選挙啓発事業	21

(別冊 1) 広島県議会議員一般選挙

(別冊 2) 広島市議会議員一般選挙

(別冊 3) 広島市長選挙

花電車の運行



街頭での啓発グッズの配布



市議会議員選挙の立候補予定者説明会



市長選挙の七つ道具点検



市長選挙の立候補受付



投票風景



開票風景



ポスター掲示場（中区）



ポスター掲示場（東区）



ポスター掲示場（南区）



ポスター掲示場（西区）



ポスター掲示場（安佐南区）



ポスター掲示場（安佐北区）



ポスター掲示場（安芸区）



ポスター掲示場（佐伯区）



1 あらまし

「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（平成26年法律第125号 平成26年11月27日公布・施行）により、広島県議会議員（平成27年4月29日任期満了）・広島市議会議員（平成27年5月1日任期満了）の一般選挙及び広島市長（平成27年4月9日任期満了）選挙が、平成27年4月12日に第18回統一地方選挙として執行された。

なお、今回の選挙から、広島県議会議員の定数が66人から64人に変更された（広島市関係では、安佐南区選挙区の定数が4人から5人に増え、定数が26人となった。）。

また、広島市議会議員の定数も55人から54人に変更された。

【広島県議会議員一般選挙】

広島県議会議員一般選挙の立候補者は、定数64人に対して、前回（平成23年4月10日執行）の85人より8人少ない77人が届け出た（倍率1.20倍）。

広島市での立候補者は定数26人に対して、前回の35人より3人少ない32人が届け出た（倍率1.23倍）。

県下23選挙区のうち12選挙区が無投票となり、広島市においては、中区、南区及び安芸区選挙区が無投票となった。

投票率は、前回の47.50%に比べて、5.79ポイント低い41.71%となった。広島市では前回の49.04%に比べて、5.13ポイント低い43.91%となった。

【広島市議会議員一般選挙】

広島市議会議員一般選挙の立候補者は、定数54人に対して、前回（平成23年4月10日執行）の83人より4人少ない79人が届け出た（倍率1.46倍）。

投票率は、前回の49.04%に比べて、6.36ポイント低い42.68%となった。

【広島市長選挙】

広島市長選挙の立候補者は、前回（平成23年4月10日執行）の6人より1人少ない5人が届け出た。

投票率は、前回の49.08%に比べて、6.30ポイント低い42.78%となった。

開票の結果、松井かずみ候補（無所属）275,773票、こやのかおる候補（無所属）70,116票、河辺たかふみ候補（無所属）17,279票、橋本まさとし候補（無所属）16,675票、荒木みのる候補（無所属）10,750票となり、松井かずみ候補が当選した。

なお、今回の選挙から、これまで選挙人個人宛に“はがき”で送付していた「選挙のお知らせ」を、世帯毎にまとめて世帯主宛に“封書”で送付する方法に変更（ただし、市外転出者分を除く。）した。

また、平成27年4月10日から同月13日（午前11時）までの間、市長の職務代理者が置かれた。

(2)

2 事務執行日程

月	日	曜	期 日 前 ・ 後	告 示 市 ・ 長 後	告 示 議 前 ・ 県 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考	任 期 前 ・ 後	市 ・ 長 後	任 期 前 ・ 後
						事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令				
						- 選挙執行計画の決定 - 臨時啓発事業計画の策定及び実施 - 市広報紙「ひろしま市民と市政」へ周知啓発記事掲載依頼 - 諸印刷物の発注依頼 - 候補者のしおりの検討 - 選挙公報掲載申請のしおりの検討 - 公費負担のしおりの検討 - 投・開票事務取扱要領の検討 - 選挙公報配布計画の検討 - 区選管等との打合せ - 供託物取扱機関への選挙期日・立候補届出期間の通知		- 選挙執行計画及び事務分担の決定 - 投票管理者及び同職務代理者(投票所及び期日前投票所)の内定 - 開票管理者及び同職務代理者の内定 - 期日前投票(不在者投票)事務従事者の選定 - 投・開票事務従事者の検討 - 投票所・開票施設の確認及び使用依頼 - 選挙のお知らせ関係事務 - 個人演説会関係事務 - ポスター掲示場設置場所の調査及び資料の作成 - 選挙人名簿選挙時登録の準備 - 投票箱等投・開票器材の配送計画 - 選挙公報配布の補完措置 - 投票立会人(投票所及び期日前投票所)の内定 - 市広報紙(区版)へ臨時啓発記事掲載依頼 - 区役所懸垂幕のはり掲示場所の確保			※【県議】投票用紙 白色の用紙に黒色のインクで印刷 ※【市議】投票用紙 水色の用紙に赤色のインクで印刷 ※【市長】投票用紙 黄色の用紙に黒色のインクで印刷				
1/12		日	-90	-76	-81	【県議】【市議】【市長】後援団体に 関する寄附等の禁止期間の開始 (選挙期日前90日に当たる日から 選挙期日まで)	特例法6						-87	-109	
1/19		月	-83	-69	-74	選挙事務従事者(市職員)の協力 要請							-80	-102	
1/20		火	-82	-68	-73	人事課へ職員データの提供を依 頼							-79	-101	
1/27		火	-75	-61	-66	●委員会開催(定例) 15:00 委員室							-72	-94	
2/1		日	-70	-56	-61	市広報紙への記事掲載(【市議】 【市長】立候補予定者説明会)							-67	-89	
2/2		月	-69	-55	-60	管理職職員従事計画(案)を各任 命権者へ提出							-66	-88	
2/8		日	-63	-49	-54							【市長】任期満了日 前60日	-60	-82	
2/11		水	-60	-46	-51	【県議】【市議】【市長】署名収集の 禁止期間の開始(選挙期日前60 日に当たる日から選挙期日まで)	特例法施 行令2						-57	-79	
2/12		木	-59	-45	-50	△選挙係長・担当者会議 14:00 委員室							-56	-78	
2/18		水	-53	-39	-44	●委員会開催(臨時) 14:00 委員室 - 選挙日程及び臨時啓発事業 - 選挙長、同職務代理者の内定 - ポスター区画数の決定 △市・区選管委員長・事務局長合同 会議 15:00 北庁舎3階第2・3会議室							-50	-72	
2/20		金	-51	-37	-42	●委員会開催(定例) 15:00 委員室							-48	-70	
2/23		月	-48	-34	-39	ポスター掲示場設置業務 (開札日)						【県議】市区町事務 打合せ会 13:30 県庁	-45	-67	
2/25		水	-46	-32	-37	△【市長】確認団体説明会 10:00 北庁舎3階第2会議室 △【市長】立候補予定者説明会 13:30 本庁舎9階第1会議室 - ポスター掲示場設置業務 (落札決定)							-43	-65	
2/27		金	-44	-30	-35	- 各任命権者へ期日前投票事務従 事者の選任を依頼(出張所等) - ポスター掲示場設置業務 (契約締結)		町名・投票区・投票所名リスト修正 分を市選管へ送付					-41	-63	
3/1		日	-42	-28	-33	電算データ現在日		■選挙人名簿登録の移替延期期間 の告示期限	令17、市 事12の2				-39	-61	
3/2		月	-41	-27	-32	●委員会開催(臨時) 15:00 委員室 - 名簿登録処理		●委員会開催(定時登録) - 名簿登録処理(確認) - 選挙人名簿登録の移替延期開始 (選挙期日まで)	令17		【市議】任期満了日 前60日	-38	-60		
3/3		火	-40	-26	-31	△【市議】確認団体説明会 10:00 北庁舎3階第2会議室 △【市議】立候補予定者説明会 13:30 本庁舎2階講堂 - 大量帳票作成用データ調製期限						-37	-59		

月 日	曜 日	期 日 前 後	告 示 前 後	告 示 前 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考	任 期 前 後	任 期 前 後
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令			
3/4	水	-39	-25	-30	・ 各任命権者へ投・開票事務従事者の選任を依頼 ・ 大量帳票作成用データの業者引渡し							-36	-58
3/5	木	-38	-24	-29	・ 【市議】【市長】投票用紙印刷及び引継ぎ(区選管立会)		・ 【市議】【市長】投票用紙受領					-35	-57
3/6	金	-37	-23	-28							・ 【県議】不在者投票指定施設研修会 13:30 県庁	-34	-56
3/11	水	-32	-18	-23	△ 選挙長事務打合せ会 15:00 北庁舎3階第5会議室 ・ 管理職職員決定通知書の送付 △ 不在者投票指定施設との事務打合せ会 15:00 本庁舎2階講堂		・ 選挙人名簿抄本等を受領・点検				・ 【県議】立候補予定者説明会 (3/11～13)	-29	-51
3/13	金	-30	-16	-21								-27	-49
3/15	土	-28	-14	-19	・ 市広報紙への記事掲載(投票日・期日前投票等)		・ 市広報紙(区版)への記事掲載(投票所臨時職員募集)						
3/16	月	-27	-13	-18	・ 【市長】立候補届出関係書類の事前審査(18日まで) 8:30～ 市選管事務局選挙課・啓発課		・ ポスター掲示場設置開始				・ 【県議】選挙長等事務打合せ会 13:30 県庁	-24	-46
3/17	火	-26	-12	-17	・ 【市議】【市長】確認団体の申請書類の事前審査 8:30～ 市選管事務局選挙課							-23	-45
3/18	水	-25	-11	-16			・ 【市議】立候補届出関係書類の事前審査(20日まで) 8:30～17:00 区選管事務局				・ 【県議】投票用紙印刷	-22	-44
3/20	金	-23	-9	-14			・ 【県議】投票用紙受領					-20	-42
3/23	月	-20	-6	-11			・ 期日前投票事務従事者リストを市選管へ提出 ・ 「選挙のお知らせ」受領・点検					-17	-39
3/24	火	-19	-5	-10			・ 【県議】立候補届出関係書類の事前審査 10:00～15:00 区選管事務局					-16	-38
3/25	水	-18	-4	-9	・ 各任命権者へ期日前投票事務従事者の承認依頼		・ ポスター掲示場設置完了					-15	-37
3/26	木	-17	-3	-8			■ 【市長】選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧場所の告示期限 ・ ポスター掲示場設置検収 ・ 速報リハーサル(第1回)県選管 13:00～16:00	法23			・ 速報リハーサル(第1回)県選管 13:00～16:00	-14	-36
3/27	金	-16	-2	-7			△ 投票管理者及び同職務代理人打合せ会 15:00 南区、佐伯区						
3/28	土	-15	-1	-6	・ 選挙人名簿登録者数の報告(県選管へ) ● 委員会開催(臨時) 17:00 委員会 ■ 直接請求に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示 ■ 【市長】ポスター掲示場の掲示開始日の告示 △ 【市長】立候補届受付リハーサル 15:00 本庁舎2階講堂	自治法 74.75.76. 80.81.86. 地教法8 法144の 2.市条1. 市事104	・ 【市長】選挙人名簿登録基準日・登録日 ・ 選挙人名簿登録者数の報告(市選管へ) ● 委員会開催 ・ 【市長】不在者投票用紙等の郵送による事前交付開始 ■ 【市長】ポスター掲示場の設置場所の告示 ・ 【市長】期日前投票周知用立看板設置(区役所・出張所) ・ 「選挙のお知らせ」発送	法22 令22、事12.83.市事18 令53.59の4、市事47の2 法144の2.市条1.市事101 令53.59の4、市事47の2 令31、市事25				-12	-34

月	日	曜	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 後	市 長	告 示 議 前 ・ 果 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考	市 任 期 前 ・ 後	市 任 期 前 ・ 後
							事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令			
3/29	水		-14		0	-5	【市長】選挙期日の告示日							-11	-33
							■【市長】選挙長及び同職務代理者の選任告示	法75、令81、市事66	■【市長】期日前投票所の告示	法37.48の2、令25.49の7、市事20.45の2	■【市長】選挙長事務取扱場所の告示	市事67	■県選管 【市長】選挙期日の告示(県議選と縦の同時選挙)		
							■【市長】選挙会場の場所及び日時の告示	法78、市事69	■【市長】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示	法41.48の2、市事24.45の2	・【市長】立候補届出(辞退)の受理 8:30～17:00 本庁舎2階講堂 市選管事務局	法86の4			
							■【市長】選挙運動費用の支出金額の制限額の告示	法196、市事161	■【市長】開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時の告示	法175⑥、運56、市事156	■【市長】立候補届出者の氏名等の告示	法86の4、市事73			
							■【市長】選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示	法130、令108、市事87	■【市長】不在者投票の投票記載場所の告示	法62、市事52	■【市長】選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時の告示	法76、市事68			
							・【市長】立候補届出状況の報告受理(選挙長から)	市公条4②	■【市長】開票立会人届出受理開始	市事33、市事46	・【市長】候補者の被選挙権調査	市事75			
							・【市長】選挙事務所設置(異動)の届出の報告受理	法86の4、令92、市事74	・【市長】開票立会人届出受理開始	法62、市事53	・【市長】選挙立会人の届出受理開始	法76			
							・【市長】選挙事務所設置(異動)の届出の報告受理	法130、令108、市事87	・【市長】選挙事務所設置(異動)届出の受理開始・同報告(市選管へ)	法130、令108、市事87	・【市長】候補者の氏名等の報告(市選管)、通知(住所地の区長・区選管)	法86の4、令92、市事74			
							・【市長】出納責任者選任(異動)の届出受理	法180、市事157	・【市長】ポスター掲示場への掲示開始	法144の2、市事104					
							・【市長】選挙運動に使用する事務員等の届出受理	法197の2	・【市長】ポスター掲示の便宜供与	令111の2、市事167					
							・【市長】選挙公報掲載文の届出受理	市公規2	・【市長】公営施設使用の個人演説会開催の届出受理開始	法163、令112					
							・【市長】選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施 17:20 本庁舎9階第1会議室	市公条4②	・【市長】選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧(1日間)	法23					
							・委員長談話、明推協会長談話		・【市長】選挙人名簿選挙時登録に係る異議申出期限	法24					
							[確認団体関係]		・【市長】選挙人名簿抄本の閲覧中断(選挙期日後5日に当たる日まで)	法29					
							・【市長】政治団体の確認申請の受理開始 本庁舎2階講堂 市選管事務局	法201の9③、令129の4、市事164	・【市長】期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理管理者へ通知	法38.48の2、令27.49の7、市事21.45の2					
							・【市長】確認書の交付	法201の9③、市事164							
							・【市長】政治活動用自動車の表示の交付	法201の11③、市事166							
							・【市長】政談演説会告知用立札・看板の表示の交付	法201の11、市事169							
							・【市長】政治活動用ポスターの証拠の交付	法201の11、市事167							
							・【市長】政談演説会の開催届出の受理開始	法201の11、令129の5、市事165							
							・【市長】確認団体が頒布するビラの届出の受理開始	法201の9①							
							・【市長】確認団体が頒布する同団体機関紙誌の届出の受理開始	法201の14、市事171							
							・【市長】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの結果を区選管から報告受理		・【市長】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの実施 17:30	法175③、運56					
							・啓発チラシ(選挙のお知らせ変更等)を新聞折込により配布 (中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)		・【市長】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの結果を市選管へ報告						
							●委員会開催(臨時) 18:00 委員室 立候補届出状況、確認団体申請状況		・【市長】期日前投票所及び不在者投票記載場所の設置	令32、49の7、市事26					
									・【市長】投票用紙及び抄本(電子データ)等を投票管理管理者(期日前投票所)へ引継ぎ	令28、49の7					
3/30	木		-13		1	-4			・【市長】期日前投票及び不在者投票開始 8:30～20:00 区役所・出張所	法48の2.49、令50～				-10	-32
									・【市長】期日前投票所及び区選管委員長が管理する不在者投票記載場所内に候補者の氏名等を掲示	法175②、令125の4、運56					
									△投票管理管理者及び同職務代理者打合せ会 15:00 中区、東区、西区、安佐南区、安芸区(14:00～庶務事務説明会も開催)						

月 日	曜 日	期 日 前・後	告 示 前・後	市 長 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考	任 期 前 後	市 長 後	任 期 前 後
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令				
3/31	火	-12	2	-3	・ 【市長】選挙公報の印刷 ● 委員会開催(定例) 10:00 委員室		・ 【市長】公営施設使用の個人演説 会開始 ■ 【県議】【市議】選挙人名簿選挙時 登録者書面の縦覧場所の告示期 限 △ 投票管理者及び同職務代理者打 合せ会 15:00 安佐北区	法 161.163、 令112 法23				-9		-31
4/1	水	-11	3	-2	△ 開票事務打合せ会 10:00 委員室 ・ 【市長】選挙公報(補完分)区選管 へ送付 ・ 市広報紙への記事掲載 (投票日等)		・ 市広報紙(区版)への記事掲載 (投票所変更)					-8		-30
4/2	木	-10	4	-1	・ 選挙人名簿登録者数の報告(県 選管へ) ● 委員会開催(臨時) 13:30 委員室 ■ 直接請求に必要な選挙権を有する 者の総数の50分の1、3分の1及び 6分の1の数の告示 ■ 【市議】ポスター掲示場の掲示開 始日の告示	自治法 74.75.76. 80.81.86. 地教法8 法144の 2、市条 1、市事 104	・ 【県議】【市議】選挙人名簿 登録基準日・登録日 ・ 選挙人名簿登録者数の報告(市 選管へ) ● 委員会開催 ・ 【県議】【市議】不在者投票用紙等 の郵送による事前交付開始 ■ 【県議】【市議】ポスター掲示場の 設置場所の告示 ・ 「選挙のお知らせ」発送(新規登録 分) ・ 期日前投票周知用立看板設置 (区役所・出張所) △ 【県議】【市議】立候補届受付リ ハーサル 区役所	法22 令22、事 12.83、市 事18 令53.59 の4、市事 47の2 法144の 2、市条 1、市事 101 令31、市 事25 令53.59 の4、市事 47の2			-7		-29	

月	日	曜	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 後	市 長	告 示 議 前 ・ 議 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考	任 期 前 ・ 後	市 長	任 期 前 ・ 後	
							事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令					
4/3		金	-9		5	0	【県議】【市議】選 挙 期 日 の 告 示 日									-6	-28
							■ 【市議】選挙長及び同職務代理者の選任告示	法75、令81、市事66	■ 【県議】【市議】投票管理者及び同職務代理者(期日前投票所)の選任告示	法37.48の2、令25.49の7、市事20.45の2	■ 【県議】【市議】選挙長事務取扱場所の告示	市事67	■ 県選管【市議】選挙期日の告示(県議選と縦の同時選挙)				
							■ 【市議】選挙会の場所及び日時の告示	法78、市事69	■ 【県議】【市議】【市長】投票管理者及び同職務代理者(投票所)の選任告示	法37、令25、市事20	・ 【県議】【市議】立候補届出(辞退)の受理 8:30～17:00 区役所	法86の4					
							■ 【市議】選挙運動費用の支出金額の制限額の告示	法196、市事161	■ 【県議】【市議】期日前投票所の告示	法41、市事24	■ 【県議】【市議】立候補届出者の氏名等の告示	法86の4、市事73					
							■ 【市議】開票の事務を選挙会の事務と併せて行わない旨の告示	法79	■ 【県議】【市議】【市長】投票所の開閉時刻の繰り上げ繰り下げの告示	法41.48の2、市事24.45の2							
							・ 【県議】【市議】立候補届出状況の報告受理(選挙長から)	法86の4、令92、市事74	■ 【県議】【市議】投票所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示	法40、市事23	■ 【県議】【市議】立候補届出者の氏名等の告示	法86の4、市事73					
							・ 【県議】【市議】選挙事務所設置(異動)の届出の報告受理	法130、令108、市事87	■ 【県議】【市議】開票管理者及び同職務代理者の選任告示	法175⑤、運56、市事156							
							・ 【市議】出納責任者選任(異動)の届出受理	法180、市事157	■ 【県議】【市議】【市長】開票の場所及び日時の告示	法61、令68、市事51	■ 【県議】【市議】選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時の告示	法76、市事68					
							・ 【市議】選挙運動に使用する事務員等の届出受理	法197の2	■ 【県議】【市議】開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時の告示	法64	・ 【県議】【市議】候補者の被選挙権調査	市事75					
							・ 委員長談話、明推協会長談話		■ 【県議】【市議】不在者投票の投票記載場所の告示	法62、市事52	・ 【県議】【市議】選挙立会人の届出受理開始	法76					
							[確認団体関係]		■ 【県議】【市議】開票立会人届出受理開始	事33、市事46	・ 【県議】【市議】候補者の氏名等の報告(市選管)、通知(住所地の区長・区選管)	法86の4、令92、市事74					
							・ 【市議】政治団体の確認申請の受理開始 市選管事務局	法201の9③、令129の4、市事164	・ 【県議】【市議】選挙事務所設置(異動)届出の受理開始・同報告(県・市選管へ)	法130、令108、市事87							
							・ 【市議】確認書の交付	法201の9③、市事164	・ 【県議】【市議】出納責任者選任(異動)の届出受理・同報告(県・市選管へ)	法180、市事157							
							・ 【市議】政治活動用自動車の表示の交付	法201の11③、市事166	・ 【県議】【市議】選挙運動に使用する事務員等の届出受理・同報告(県・市選管へ)	法197の2							
							・ 【市議】政談演説会告知用立札・看板の表示の交付	法201の11、市事169	・ 【県議】【市議】開票立会人届出受理開始	法62、市事53							
							・ 【市議】政治活動用ポスターの証拠の交付	法201の11、市事167	・ 【県議】【市議】ポスター掲示場への掲示開始	法144の2、市事104							
							・ 【市議】政談演説会の開催届出の受理開始	法201の11、令129の5、市事165	・ 【県議】【市議】ポスター掲示の便宜供与	令111の2、市事107							
							・ 【市議】確認団体が頒布するピラの届出の受理開始	法201の9①	・ 【県議】【市議】公営施設使用の個人演説会開催の届出受理開始	法163、令112							
							・ 【市議】確認団体が頒布する同団体機関紙誌の届出の受理開始	法201の14、市事171	・ 【県議】【市議】選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧(1日間)	法23							
							・ 【県議】【市議】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの結果を区選管からの報告受理		・ 【県議】【市議】選挙人名簿選挙時登録に係る異議申出期限	法24							
							● 委員会開催(臨時) 18:00 委員会 ・ 立候補届出状況 ・ 確認団体申請状況		・ 【県議】【市議】選挙人名簿抄本の閲覧中断(選挙期日後5日に当たる日まで)(市長選挙期間中のため既に中断)	法29							
									・ 【県議】【市議】【市長】投票管理者及び開票管理者へ候補者の氏名等の通知	令92							
									・ 【県議】【市議】【市長】投票所開閉時刻変更について関係投票管理者への通知及び県選管への届出	法40							
									・ 【県議】【市議】期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者へ通知	法38.48の2、令27.49の7、市事21.45の2							
									・ 【県議】【市議】期日前投票所及び不在者投票記載場所の設置	令32.49の7、市事26							
									・ 【県議】【市議】投票用紙及び抄本(電子データ)等を投票管理者(期日前投票所)へ引継ぎ	令28.49の7							
									・ 【県議】【市議】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの実施 17:20 県議 17:50 市議	法175③、運56							
									・ 【県議】【市議】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの結果を市選管へ報告								
									・ 投・開票事務従事者データを市選管へ提出								

月 日	曜 日	期 日 前・後	告 示 前・後	告 示 議・県 後 議	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考	任 市 期 前 後	任 市 期 前 後
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令			
4/4	土	-8	6	1	・ 街頭啓発 (JR広島駅南口)		・ 【県議】【市議】期日前投票及び不在者投票開始 8:30～20:00 区役所・出張所 ・ 【県議】【市議】期日前投票所及び区選管委員長が管理する不在者投票記載場所内に候補者の氏名等を掲示 ・ 街頭啓発(中区) 繁華街で啓発物資を配布	法48の249、令50～ 法175②、令125の4、連56				-5	-27
4/5	日	-7	7	2	・ 【市長】選挙公報を新聞折込により配布 (中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経) ・ 宣伝車による投票の呼びかけ		・ 【県議】【市議】公営施設使用の個人演説会開始 ・ 街頭啓発(安佐北区) 繁華街で啓発物資を配布	法161、163、令112				-4	-26
4/6	月	-6	8	3			△ 開票事務打合せ会(進行指揮者、班長) 15:00 中区、南区、安佐南区				・ 市区速報結果報告事務打合せ会 10:30 県庁	-3	-25
4/7	火	-5	9	4			△ 開票事務打合せ会(進行指揮者、班長) 15:00 東区、安佐北区、佐伯区 15:30 西区 ・ 【県議】【市議】【市長】投票所の投票立会人の選任についての内申期限 ・ 速報リハーサル(第2回)県選管 13:00～16:00	市事21			・ 速報リハーサル(第2回)県選管 13:00～16:00	-2	-24
4/8	水	-4	10	5	・ 各任命権者へ投・開票事務従事者の承認依頼		● 委員会開催(告示日選任の投票立会人以外を選任) ・ 重度身体障害者の郵便による不在者投票の投票用紙等の請求期限 ・ 【県議】【市議】【市長】選挙事務所閉鎖について通知(投票所から300m内にあるもの) △ 開票事務打合せ会(進行指揮者、班長) 15:00 安芸区(リハーサルも実施)	令59の4 法132				-1	-23
4/9	木	-3	11	6	・ (補充立候補の場合)区選管から掲載順序の報告受理		・ 【県議】【市議】【市長】投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者への通知期限 ・ 【県議】【市議】【市長】開票立会人届出期限 ・ 【県議】【市議】【市長】開票立会人を定めるくじ 県議 17:20 市議 17:30 市長 17:40 ・ 【県議】【市議】【市長】開票立会人が3人に満たない場合の補充選任、本人及び開票管理者への通知 ・ (補充立候補の場合)投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじ(掲載順序の結果を市選管へ報告) 県議 18:10 市議 18:20 市長 18:30 ・ 【県議】【市議】【市長】公営施設使用の個人演説会開催申出受理最終日	法38、令27、市事21 法62、令69、市事53 法62 法62、令70の2、市事54、55 法175③、連56 法163	・ 【県議】【市議】【市長】選挙立会人の届出期限 ・ 【県議】【市議】【市長】選挙立会人を定めるくじ 県議 17:50(区) 市議 18:00(区) 市長 17:30(市) ・ 【県議】【市議】【市長】選挙立会人が3人に満たない場合の補充選任、本人への通知	法76、令82 法76 法76	・ 【市長】任期満了日	0	-22
4/10	金	-2	12	7	・ 【市長】選挙公報の配布期限 ・ 投票所周知用看板設置開始(11日まで) ・ 県・市合同の街頭啓発(八丁堀交差点)	法170、市公案5	・ 【市長】選挙公報の配布期限	法170、市公案5				1	-21
4/11	土	-1	13	8	【県議】【市議】【市長】選挙運動最終日							2	-20
					・ 宣伝車による投票の呼びかけ ・ 【県議】【市議】【市長】当日有権者予定者数の速報受理		・ 【県議】【市議】【市長】期日前投票・不在者投票 最終日 ・ 街頭啓発(中区、安佐北区を除く)各区繁華街で啓発物資を配布 ・ 【県議】【市議】【市長】投票所設営 ・ 【県議】【市議】【市長】開票所設営 ・ 【県議】【市議】【市長】当日有権者予定者数を市選管へ速報 ・ 【県議】【市議】【市長】期日前投票を投票管理者(期日前投票所)から受領 ・ 【県議】【市議】【市長】投票用紙、抄本(電子データ)、氏名掲示紙等を投票管理者(投票所)へ引継ぎ	法48の2①、49、令50 令32、事23、市事26 法55、48の2②、令49の10 令28					

月	日	曜	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 長	市 議 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考	市 任 期 前 ・ 後	市 任 期 前 ・ 後
						事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令			
4/29	水		17	31	26							・【県議】任期満了日	20	-2
5/1	金		19	33	28							・【市議】任期満了日	22	0

凡 例

法 = 公職選挙法 令 = 公職選挙法施行令 規 = 公職選挙法施行規則 市事 = 広島市公職選挙事務取扱規程

事 = 公職選挙事務取扱規程 運 = 公職選挙法による選挙運動等に関する規程

市条 = 広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

市公条 = 広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例 市公規 = 広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程

地自法 = 地方自治法 地自令 = 地方自治法施行令 地教法 = 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

特例法 = 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

特例法施行令 = 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

3 投票区及び開票区

今回の選挙における投票区は275、開票区は8である。

投票所・開票所にあてた施設の内訳及び名称等は、次のとおりである。

(1) 投票所等にあてた施設の内訳

区 名	投票 区数	選挙当日投票所にあてた施設の内訳								期日前投票所 及び不在者投 票記載場所 にあてた施設の 内訳	
		学 校	うち、 幼稚園	保育園	公民館	集会所	区役所 等	市関係 建 物	その他	区役所 等	市関係 建 物
中	23	21	3	—	—	2	—	—	—	1	—
東	22	10	1	—	3	5	1	3	—	2	—
南	33	18	3	2	—	9	—	4	—	1	—
西	37	18	—	1	2	15	—	1	—	1	—
安佐南	39	18	—	—	5	15	1	—	—	4	—
安佐北	60	16	—	—	—	39	1	2	2	3	1
安 芸	18	5	1	3	2	4	1	2	1	4	—
佐 伯	43	9	—	5	9	18	1	1	—	2	—
市 計	275	115	8	11	21	107	5	13	3	18	1

(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地

〔中区〕		★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区
投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
白島第一	安田学園体育館 1 階	広島市中区白島北町 1 番 4 1 号
白島第二	白島小学校体育館	広島市中区西白島町 2 6 番 3 号
基町	基町幼稚園	広島市中区基町 2 0 番 3 号
幟町	幟町小学校体育館	広島市中区幟町 3 番 1 0 号
堀川	中央新天地集会所	広島市中区新天地 7 番 9 号
袋町	袋町小学校 1 階ワークスペース	広島市中区袋町 6 番 3 6 号
★大手	大手町商業高等学校体育館	広島市中区大手町四丁目 4 番 4 号
竹屋	竹屋小学校体育館	広島市中区鶴見町 8 番 4 9 号
国泰寺	国泰寺中学校美術教室	広島市中区国泰寺町一丁目 1 番 4 1 号
千田第一	千田小学校体育館	広島市中区東千田町二丁目 1 番 3 4 号
千田第二	千田スポーツ会館	広島市中区千田町三丁目 1 0 番 8 号
中島	中島小学校体育館	広島市中区加古町 1 0 番 8 号
吉島第一	吉島小学校体育館	広島市中区吉島西三丁目 4 番 6 0 号
吉島第二	吉島東小学校体育館	広島市中区吉島東三丁目 2 番 7 号
吉島第三	吉島幼稚園	広島市中区光南二丁目 1 4 番 1 2 号
広瀬	広瀬小学校体育館	広島市中区広瀬町 2 番 8 号
本川	本川小学校体育館	広島市中区本川町一丁目 5 番 3 9 号
神崎	神崎小学校体育館	広島市中区舟入中町 1 番 3 6 号
舟入東	舟入高等学校北棟 1 階	広島市中区舟入南一丁目 4 番 4 号
舟入西	舟入小学校体育館	広島市中区舟入南二丁目 9 番 4 8 号
江波第一	江波中学校体育館	広島市中区江波西一丁目 1 番 1 3 号
江波第二	江波小学校体育館	広島市中区江波南二丁目 2 番 5 3 等
江波第三	栄光こども園ホール	広島市中区江波西二丁目 3 2 番 1 号
投票区数		23

〔東区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
温品第一	温品小学校体育館	広島市東区温品七丁目8番8号
温品第二	広島市東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号
上温品第一	広島市温品福祉センター	広島市東区上温品一丁目24番1号
上温品第二	菰口集会施設	広島市東区温品町1988番地
馬木第一	馬木公民館	広島市東区馬木二丁目565番地4
馬木第二	福木小学校体育館	広島市東区馬木九丁目1番2号
福田	福田公民館	広島市東区福田四丁目4152番地1
戸坂第一	戸坂小学校体育館	広島市東区戸坂出江二丁目1番1号
戸坂第二	東浄小学校体育館	広島市東区中山新町二丁目8番1号
戸坂第三	広島市戸坂福祉センター	広島市東区戸坂大上一丁目4番22号
戸坂第四	県立広島中央特別支援学校(旧盲学校)体育館	広島市東区戸坂千足二丁目1番4号
中山第一	中山集会所	広島市東区中山中町11番2号
中山第二	広島市中山福祉センター	広島市東区中山南一丁目5番39号
牛田第一	あやめ幼稚園	広島市東区牛田中二丁目7番34号
牛田第二	牛田小学校体育館	広島市東区牛田旭一丁目14番45号
牛田第三	牛田新町集会所	広島市東区牛田新町一丁目3番31号
牛田第四	早稲田公民館	広島市東区牛田東四丁目19番1号
二葉	二葉集会所	広島市東区二葉の里一丁目7番22号
愛宕	若草集会所	広島市東区若草町10番25号
★尾長第一	尾長小学校体育館	広島市東区山根町21番10号
尾長第二	二葉中学校金工室	広島市東区光町二丁目15番8号
矢賀	矢賀小学校体育館	広島市東区矢賀二丁目10番67号
投票区数	22	

〔南区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
荒神	荒神町小学校体育館	広島市南区西蟹屋三丁目7番27号
大州	大州保育園	広島市南区大州三丁目9番31号
青崎	青崎小学校体育館	広島市南区青崎一丁目15番51号
向洋	向洋集会所	広島市南区向洋中町5番16号
向洋新町	向洋新町会館	広島市南区向洋新町一丁目6番1号
段原第一	比治山会館	広島市南区段原日出一丁目13番22号
段原第二	段原東集会所	広島市南区段原四丁目3番16号
段原第三	みみょう幼稚園	広島市南区段原南一丁目5番3号
段原第四	段原小学校体育館	広島市南区的場町二丁目4番19号
比治山	安芸幼稚園	広島市南区比治山本町12番60号
東雲第一	比治山小学校体育館	広島市南区上東雲町28番28号
東雲第二	東雲会館	広島市南区東雲二丁目9番26号
出汐	出汐会館	広島市南区出汐一丁目5番12号
霞町	比治山女子高等学校	広島市南区西霞町5番16号
旭町	大河小学校体育館	広島市南区旭一丁目8番1号
★皆実	皆実小学校体育館	広島市南区皆実町一丁目15番32号
翠町第一	親和幼稚園	広島市南区翠二丁目3番1号
翠町第二	翠町中学校格技場	広島市南区翠四丁目15番1号
翠町第三	広島大学附属中・高等学校1階教室	広島市南区翠一丁目1番1号
仁保	仁保小学校体育館	広島市南区仁保新町二丁目8番30号
黄金山	黄金山小学校体育館	広島市南区北大河町35番1号
大河	大河保育園	広島市南区北大河町15番16号
刈崎	仁保緑地仮設投票所(地方こころ公園内)	広島市南区仁保二丁目4番
楠那	楠那小学校体育館	広島市南区楠那町5番7号
宇品第一	宇品体育館	広島市南区宇品海岸三丁目6番54号
宇品第二	宇品小学校体育館	広島市南区宇品御幸四丁目5番11号
宇品第三	宇品東小学校体育館	広島市南区宇品東七丁目11番8号
宇品第四	宇品中学校柔剣道場	広島市南区宇品東五丁目1番51号
宇品第五	宇品西公園仮設投票所(宇品集会所の東隣)	広島市南区宇品御幸二丁目6番
元宇品	元宇品会館	広島市南区元宇品町13番18号

出島	広島市出島福祉センター	広島市南区出島一丁目3番1号
似島	似島集会所	広島市南区似島町字家下7番地74
金輪	金輪島集会所	広島市南区宇品町字金輪島3番地9
投票区数	33	

〔西区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
向地	向地公民館	広島市西区大芝三丁目10番3号
大芝北	大芝集会所	広島市西区大芝一丁目13番21号
大芝南	大芝小学校体育館	広島市西区大芝一丁目25番18号
三篠第一	三篠小学校体育館	広島市西区三篠町一丁目9番25号
三篠第二	横川会館	広島市西区横川町二丁目1番1号
三滝	三滝本町集会所	広島市西区三滝本町二丁目16番25号
中広	中広中学校電気室	広島市西区中広町三丁目1番41号
天満	天満小学校体育館	広島市西区天満町1番27号
福島	西地域交流センター（旧 西隣保館）	広島市西区福島町一丁目19番12号
観音	観音小学校体育館	広島市西区観音本町二丁目1番26号
★南観音第一	観音中学校体育館	広島市西区南観音三丁目4番6号
南観音第二	南観音小学校体育館	広島市西区南観音六丁目5番45号
南観音第三	観音新町会館	広島市西区観音新町三丁目8番40号
新庄	新庄集会所	広島市安佐南区長束四丁目19番28号
己斐第一	己斐集会所（己斐本町会館）	広島市西区己斐本町二丁目3番4号
己斐第二	己斐小学校体育館	広島市西区己斐上二丁目1番1号
己斐第三	己斐上集会所（己斐峠入口バス停東側）	広島市西区己斐上一丁目14番5号
己斐第四	己斐東学区会館（さくら保育所向側）	広島市西区己斐中三丁目46番5号
己斐第五	己斐上小学校体育館	広島市西区己斐上六丁目455番地
己斐第六	己斐中学校体育館	広島市西区己斐上三丁目35番1号
己斐第七	己斐上五丁目集会所	広島市西区己斐上五丁目26番11号
庚午北	庚午北集会所	広島市西区庚午北二丁目14番1号
庚午中	庚午中三丁目集会所	広島市西区庚午中三丁目3番15号
庚午	庚午中学校武道場	広島市西区庚午中四丁目12番48号
高須第一	古田保育園	広島市西区古田東町1番17号
高須第二	高須小学校体育館	広島市西区高須四丁目16番1号
古田	古田公民館	広島市西区古田西町19番15号
山田	山田小学校体育館	広島市西区山田新町二丁目21番1号
草津	草津小学校体育館	広島市西区草津東二丁目12番1号
鈴が峰	鈴が峰小学校体育館	広島市西区鈴が峰町3番2号
田方第一	田方集会所	広島市西区田方一丁目20番21号
田方第二	田方上集会所	広島市西区田方二丁目6番12号
井口明神	井口明神小学校体育館	広島市西区井口明神一丁目13番1号
井口台	井口台小学校体育館	広島市西区井口台三丁目5番1号
井口第一	井口集会所	広島市西区井口二丁目1番4号
井口第二	井口公民館	広島市西区井口鈴が台二丁目14番8号
井口第三	鈴峯女子中・高等学校講堂ロビー	広島市西区井口四丁目7番1号
投票区数	37	

〔安佐南区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
川内	川内小学校体育館	広島市安佐南区川内五丁目40番1号
八木第一	鳴渡場集会所	広島市安佐南区八木町272番地1
八木第二	八木小学校体育館	広島市安佐南区八木九丁目17番1号
八木第三	梅林小学校体育館	広島市安佐南区八木三丁目3番9号
緑井第一	佐東公民館	広島市安佐南区緑井六丁目29番25号
緑井第二	緑井小学校体育館	広島市安佐南区緑井四丁目31番1号
安古市第一	東野公民館	広島市安佐南区東野二丁目22番7号
安古市第二	中筋会館	広島市安佐南区中筋一丁目4番18号
★安古市第三	古市小学校体育館	広島市安佐南区古市二丁目21番1号
安古市第四	古市公民館	広島市安佐南区古市三丁目24番8号

安古市第五	大町集会所	広島市安佐南区大町東三丁目7番25-6号
安古市第六	安東小学校体育館	広島市安佐南区安東一丁目28番1号
安古市第七	上安公会堂	広島市安佐南区上安一丁目3番19号
安古市第八	安小学校体育館	広島市安佐南区上安二丁目7番56号
安古市第九	安西小学校体育館	広島市安佐南区高取南二丁目18番1号
安古市第十	安北小学校体育館	広島市安佐南区高取北二丁目30番1号
安古市第十一	上安小学校体育館	広島市安佐南区上安五丁目21番52号
安古市第十二	毘沙門台小学校体育館	広島市安佐南区毘沙門台三丁目1番1号
安古市第十三	広島中央グリーンハイツ集会所	広島市安佐南区安東七丁目22番2号
安古市第十四	高長集会所	広島市安佐南区高取北四丁目4番14号
安古市第十五	弘億団地第一自治会館	広島市安佐南区安東四丁目26番27号
安古市第十六	安東亜ハイツ集会所	広島市安佐南区相田七丁目27番3号
祇園第一	安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号
祇園第二	祇園小学校体育館	広島市安佐南区祇園三丁目1番27号
祇園第三	山本小学校体育館	広島市安佐南区山本三丁目13番1号
祇園第四	長東西集会所	広島市安佐南区長東西三丁目2番3号
祇園第五	長東小学校体育館	広島市安佐南区長東四丁目15番1号
祇園第六	原南小学校体育館	広島市安佐南区西原二丁目19番23号
祇園第七	原小学校体育館	広島市安佐南区西原六丁目29番6号
祇園第八	東原中学校柔剣道場	広島市安佐南区東原三丁目8番1号
沼田第一	戸山公民館	広島市安佐南区沼田町大字阿戸269番地3
沼田第二	上吉山集会所	広島市安佐南区沼田町大字吉山1393番地1
沼田第三	阿戸集会所	広島市安佐南区沼田町大字阿戸1416番地1
沼田第四	奥畑集会所	広島市安佐南区伴西五丁目1126番地
沼田第五	伴中央集会所	広島市安佐南区伴中央二丁目5番80号
沼田第六	下伴集会所	広島市安佐南区伴東三丁目6番1号
沼田第七	大塚集会所	広島市安佐南区大塚西一丁目26番6号
沼田第八	沼田公民館	広島市安佐南区伴東七丁目64番8号
沼田第九	大塚小学校体育館	広島市安佐南区大塚西六丁目1番1号
投票区数		39

〔安佐北区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
白木第一	志屋西集会所	広島市安佐北区白木町大字志路2877番地
白木第二	志屋地区多目的ホール	広島市安佐北区白木町大字志路5511番地6
白木第三	井原会館	広島市安佐北区白木町大字井原4442番地2
白木第四	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地4
白木第五	檜山集会所	広島市安佐北区白木町大字市川6364番地1
白木第六	上三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田9063番地3
白木第七	三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田2218番地1
白木第八	下三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田5826番地
狩留家	狩留家集会所	広島市安佐北区狩留家町3144番地
上深川	上深川コミュニティー施設	広島市安佐北区上深川町754番地
小河原	小河原町民センター	広島市安佐北区小河原町789番地1
深川第一	深川小学校体育館	広島市安佐北区深川五丁目12番1号
深川第二	上庄会館	広島市安佐北区深川三丁目24番10号
亀崎	亀崎小学校体育館	広島市安佐北区亀崎四丁目2番1号
真亀	落合中学校体育館	広島市安佐北区真亀二丁目1番1号
倉掛	倉掛小学校体育館	広島市安佐北区倉掛一丁目13番1号
落合第一	諸木会館	広島市安佐北区落合南八丁目27番2号
落合第二	落合東小学校体育館	広島市安佐北区落合四丁目13番1号
落合第三	玖村会館	広島市安佐北区落合二丁目41番26号
落合第四	落合小学校体育館	広島市安佐北区落合南二丁目13番1号
口田第一	口田東小学校体育館	広島市安佐北区口田二丁目1番1号
口田第二	矢口が丘集会所	広島市安佐北区口田南九丁目19番10号
口田第三	口田小学校体育館	広島市安佐北区口田南二丁目7番2号
口田第四	口田南集会所	広島市安佐北区口田南二丁目21番23号
大林第一	桧山会館	広島市安佐北区大林町2584番地2

大林第二	大林小学校体育館	広島市安佐北区大林四丁目14番1号
三入第一	三入小学校体育館	広島市安佐北区三入三丁目12番1号
三入第二	桐原公会堂	広島市安佐北区可部町大字桐原1480番地1
三入第三	桐陽台コミュニティセンター	広島市安佐北区三入東一丁目30番20号
南原	南原公会堂	広島市安佐北区可部町大字南原388番地1
綾ヶ谷第一	東綾ヶ谷公会堂	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷527番地5
綾ヶ谷第二	綾西集会所（綾西会館）	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷1859番地
勝木第一	行森説教場	広島市安佐北区可部町大字勝木2545番地1
勝木第二	中河内集会所	広島市安佐北区可部町大字勝木521番地1
亀山第一	河戸会館	広島市安佐北区亀山二丁目21番11号
亀山第二	虹山集会所	広島市安佐北区亀山南五丁目4番6号
亀山第三	亀山小学校体育館	広島市安佐北区亀山五丁目42番11号
可部第一	可部中学校武道場	広島市安佐北区可部七丁目2番1号
可部第二	安佐北区総合福祉センター	広島市安佐北区可部三丁目19番22号
★可部第三	可部小学校体育館	広島市安佐北区可部四丁目9番1号
可部第四	下の浜集会所	広島市安佐北区可部南五丁目1番2号
可部第五	中島会館	広島市安佐北区可部南一丁目1番39号
可部第六	可部南集会所	広島市安佐北区可部東二丁目25番3号
安佐第一	久地南小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字くすの木台55番1号
安佐第二	久地集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地甲4492番地
安佐第三	宇賀地区集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地8058番地1
安佐第五	後山集会所	広島市安佐北区安佐町大字後山1411番地5
安佐第六	毛木集会所	広島市安佐北区安佐町大字毛木761番地
安佐第七	宮野集会所	広島市安佐北区安佐町大字宮野73番地1
安佐第八	筒瀬集会所	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬459番地3
安佐第九	安佐小河内集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内4579番地3
安佐第十	小峠集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内1217番地
安佐第十一	西部会館	広島市安佐北区安佐町大字小河内6080番地2
安佐第十二	東谷上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張760番地3
安佐第十三	鈴張集会所1階ホール(元農協購買部)	広島市安佐北区安佐町大字鈴張2025番地1
安佐第十四	西上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張4058番地3
安佐第十五	正念寺	広島市安佐北区安佐町大字飯室1280番地
安佐第十六	飯室小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字飯室1544番地
安佐第十七	安佐北区役所安佐出張所仮設投票所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地1
あさひが丘	日浦小学校体育館	広島市安佐北区あさひが丘七丁目12番1号
投票区数		60

〔安芸区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
畑賀	広島市畑賀福祉センター	広島市安芸区畑賀三丁目30番14号
中野第一	ケアハウス安芸中野	広島市安芸区中野三丁目9番5号
中野第二	安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目20番9号
中野第三	中野東小学校体育館	広島市安芸区中野五丁目11番1号
瀬野	広島市瀬野福祉センター	広島市安芸区瀬野一丁目4番19号
上瀬野	瀬野学区集会所	広島市安芸区上瀬野二丁目16番12号
みどり坂	みどり坂小学校体育館	広島市安芸区瀬野西一丁目38番1号
阿戸第一	阿戸公民館	広島市安芸区阿戸町6166番地
阿戸第二	第五区集会所	広島市安芸区阿戸町5460番地1
船越	船越小学校体育館	広島市安芸区船越五丁目22番11号
★船越南	北鴻治集会所(北鴻治会館)	広島市安芸区船越南三丁目25番31号
船越西	船越西部保育園	広島市安芸区船越一丁目41番9号
矢野第一	矢野幼稚園	広島市安芸区矢野西六丁目12番2号
矢野第二	矢野公民館	広島市安芸区矢野西五丁目24番2号
矢野第三	矢野中央保育園	広島市安芸区矢野東五丁目9番2号
矢野第四	矢野西保育園	広島市安芸区矢野西四丁目11番12号
矢野第五	寺屋敷集会所	広島市安芸区矢野町740番地3
矢野第六	矢野南小学校体育館	広島市安芸区矢野南四丁目17番1号
投票区数		18

〔佐伯区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
★第一	佐伯区役所	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
第二	吉見園公民館	広島市佐伯区吉見園13番1号
第三	五日市小学校体育館	広島市佐伯区五日市三丁目1番1号
第四	皆賀会館	広島市佐伯区皆賀四丁目6番5号
第五	五日市公民館	広島市佐伯区新宮苑11番14号
第六	五日市中学校体育館	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号
第七	五日市中央小学校体育館	広島市佐伯区五日市中央三丁目12番1号
第八	楽々園公民館	広島市佐伯区楽々園五丁目8番32号
第九	美の里保育園	広島市佐伯区美の里二丁目1番9号
第十	三筋保育園	広島市佐伯区三筋二丁目2番14号
第十一	五日市観音小学校体育館	広島市佐伯区三宅四丁目10番1号
第十二	五日市観音中学校多目的ホール	広島市佐伯区坪井三丁目88番地
第十三	五日市中央北保育園	広島市佐伯区五日市中央七丁目8番43号
第十四	八幡小学校体育館	広島市佐伯区八幡二丁目2番1号
第十五	八幡東保育園	広島市佐伯区八幡東三丁目18番3号
第十六	三和中学校体育館	広島市佐伯区利松三丁目10番1号
第十七	新宮山荘	広島市佐伯区五日市町大字石内940番地2
第十八	石内公民館	広島市佐伯区五日市町大字石内3289番地1
第十九	五月が丘小学校体育館	広島市佐伯区五月が丘二丁目22番1号
第二十	河内公民館	広島市佐伯区五日市町大字上河内537番地
第二十一	白川集会所	広島市佐伯区五日市町大字下河内1217番地1
第二十二	五日市駅前保育園	広島市佐伯区五日市駅前一丁目1番3号
第二十三	美鈴が丘東街区集会所	広島市佐伯区美鈴が丘東三丁目19番2号
第二十四	薬師が丘第一集会所	広島市佐伯区薬師が丘二丁目2番13号
第二十五	美鈴が丘西街区集会所	広島市佐伯区美鈴が丘西三丁目6番1号
第二十六	五日市東小学校体育館	広島市佐伯区皆賀二丁目3番1号
第二十七	藤の木公民館	広島市佐伯区藤の木二丁目27番7号
第二十八	東観音台第一集会所	広島市佐伯区観音台二丁目20番18号
第二十九	彩が丘公民館	広島市佐伯区河内南一丁目21番6号
第三十	五月が丘五丁目集会所	広島市佐伯区五月が丘五丁目21番30号
葛原	葛原集会所	広島市佐伯区湯来町大字葛原707番地
白砂	重光集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂966番地1
河内原	八幡原中央集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂2798番地6
川角	湯来南公民館	広島市佐伯区湯来町大字伏谷甲13番地1
伏谷	伏谷文化センター	広島市佐伯区湯来町大字伏谷1874番地5
杉並台	杉並台コミュニティセンター	広島市佐伯区杉並台26番13号
上多田	みどり会館	広島市佐伯区湯来町大字多田523番地1
中多田	湯来西公民館	広島市佐伯区湯来町大字多田2712番地
打尾谷	さつき会館	広島市佐伯区湯来町大字多田甲1804番地
菅沢	菅沢集会所	広島市佐伯区湯来町大字菅沢422番地1
和田	下和田集会所	広島市佐伯区湯来町大字和田1021番地3
麦谷	湯来農村環境改善センター	広島市佐伯区湯来町大字麦谷2501番地
下	下地区集会所	広島市佐伯区湯来町大字下1241番地
投票区数	43	

(注) 選挙当日投票所の開所時刻は午前7:00、閉所時刻は午後8:00である。なお、次の投票所は、投票時間の繰り上げ・繰り下げを行った。

区名	投票区名	選挙当日投票所施設名	投票時間
南	似島投票区	似島集会所	午前6:00～午後6:00
	金輪投票区	金輪島集会所	午前7:00～午後6:00
佐伯	第二十一投票区	白川集会所	午前7:00～午後6:00
	上多田投票区	みどり会館	午前7:00～午後6:00

(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地

区 分	開設期間
広島県議会議員一般選挙 広島市議会議員一般選挙	平成27年4月4日から平成27年4月11日まで
広島市長選挙	平成27年3月30日から平成27年4月11日まで

区 名	期日前投票所等施設名	所在地
中	中区役所3階第6会議室	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
東	東区役所3階第3会議室	広島市東区東蟹屋町9番38号
	東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号
南	南区役所3階第3－1会議室	広島市南区皆実町一丁目5番44号
西	西区役所2階第1会議室	広島市西区福島町二丁目2番1号
安佐南	安佐南区役所1階第2会議室	広島市安佐南区古市一丁目33番14号
	安佐南区役所佐東出張所	広島市安佐南区緑井六丁目29番28号
	安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号
	安佐南区役所沼田出張所	広島市安佐南区伴東四丁目18番6号
安佐北	安佐北区役所1階第1会議室	広島市安佐北区可部四丁目13番13号
	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地4
	安佐北区役所高陽出張所	広島市安佐北区深川五丁目13番7号
	安佐北区役所安佐出張所仮設期日前投票所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地1
安 芸	安芸区役所3階第1会議室	広島市安芸区船越南三丁目4番36号
	安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目20番9号
	安芸区役所阿戸出張所	広島市安芸区阿戸町6257番地2
	安芸区役所矢野出張所	広島市安芸区矢野東五丁目7番18号
佐 伯	佐伯区役所3階302会議室	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
	佐伯区役所湯来出張所	広島市佐伯区湯来町大字和田166番地

(注) 期日前投票所の開所時刻は午前8:30、閉所時刻は午後8:00である。

(4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地

区 名	開票所施設名	所在地
中	市立国泰寺中学校体育館	広島市中区国泰寺町一丁目1番41号
東	市立二葉中学校体育館	広島市東区光町二丁目15番8号
南	市立広島工業高等学校体育館	広島市南区東本浦町1番18号
西	市立中広中学校体育館	広島市西区中広町三丁目1番41号
安佐南	市立沼田高等学校体育館	広島市安佐南区伴東六丁目1番1号
安佐北	市立安佐北高等学校体育館	広島市安佐北区三入東一丁目14番1号
安 芸	市立矢野中学校体育館	広島市安芸区矢野東二丁目16番1号
佐 伯	市立五日市中学校体育館	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号

4 選挙人名簿登録者数

(1) 広島市長選挙に係る選挙時登録

今回の広島市長選挙にかかる選挙時登録は、広島市選挙管理委員会の定めるところにより、次のとおり行われた。

① 被登録資格の決定の基準となる日

平成27年3月28日

ただし、年齢については、
選挙期日（4月12日）により
算定

区 名	平成27年3月28日現在の選挙人名簿登録者数		
	男	女	計
中	48,860	58,064	106,924
東	45,965	51,080	97,045
南	55,232	58,544	113,776
西	71,749	78,475	150,224
安佐南	89,098	94,413	183,511
安佐北	58,255	64,356	122,611
安 芸	31,524	32,258	63,782
佐 伯	53,244	57,347	110,591
広島市 計	453,927	494,537	948,464

② 登録の日

平成27年3月28日

③ 縦覧期間

平成27年3月29日

(2) 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙に係る選挙時登録

今回の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙にかかる選挙時登録は、次のとおり行われた。

これにより、新たに登録された者は、広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙はもとより、広島市長選挙も投票することができる。

① 被登録資格の決定の基準となる日

平成27年4月2日

ただし、年齢については、
選挙期日（4月12日）により
算定

区 名	平成27年4月2日現在の選挙人名簿登録者数		
	男	女	計
中	48,859	58,059	106,918
東	45,940	51,065	97,005
南	55,192	58,512	113,704
西	71,700	78,439	150,139
安佐南	89,061	94,378	183,439
安佐北	58,235	64,333	122,568
安 芸	31,502	32,240	63,742
佐 伯	53,220	57,324	110,544
広島市 計	453,709	494,350	948,059
広島県 計	1,105,607	1,207,991	2,313,598

② 登録の日

平成27年4月2日

③ 縦覧期間

平成27年4月3日

5 選挙長及び開票管理者等

(1) 選挙長及び同職務代理者等

① 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙

区 名	選挙長	同職務代理者	選挙会開設場所	選挙会開会時刻
中	安村 和幸	和田 厚志	広島市中区役所 2階第1会議室	平成27年4月13日 午前10時00分～
東	前川 秀雅	松出 由美	広島市東区役所 3階第3会議室	
南	大原 貞夫	田原 範朗	広島市南区役所 4階第2会議室	
西	爲末 和政	岩崎 静二	広島市西区役所 4階研修室	
安佐南	渡部 邦昭	倉石 雅基	広島市安佐南区役所 4階講堂	
安佐北	秦 清	児玉 尚志	広島市安佐北区役所 4階講堂	
安 芸	荒井 秀則	大杉 信	広島市安芸区役所 3階第1会議室	
佐 伯	久笠 信雄	松浦 孝治	広島市佐伯区役所 3階応接会議室	

② 広島市長選挙

選挙長	同職務代理者	選挙会開設場所	選挙会開会時刻
岡田 義之	上田 典之	広島市役所北庁舎 4階選挙管理委員室	平成27年4月13日 午前10時00分～

(2) 開票管理者及び同職務代理者

区 名	開票管理者	同職務代理者	区 名	開票管理者	同職務代理者
中	安村 和幸	和田 厚志	安佐南	渡部 邦昭	倉石 雅基
東	前川 秀雅	宮迫 純一	安佐北	秦 清	立岩 薫
南	大原 貞夫	田原 範朗	安 芸	荒井 秀則	大東和政仁
西	爲末 和政	岩崎 静二	佐 伯	久笠 信雄	若林 健祐

6 選挙事務関係者

市・区職員等による従事の外、投票事務については、広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙では全事務従事者の36.65%を、広島市長選挙では全事務従事者の35.65%を、それぞれ民間人に委嘱した。

(1) 投票事務関係者

① 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙

区 分		投 票 管理者	投 票 立会人	投票事務従事者			
				市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計
選挙当日 投票所	中	23	83	—	129	91	220
	東	22	89	1	132	115	248
	南	33	89	—	175	121	296
	西	37	121	4	223	181	408
	安佐南	39	112	—	223	195	418
	安佐北	60	170	7	269	218	494
	安 芸	18	39	1	95	65	161
	佐 伯	43	102	—	218	187	405
	市 計	275	805	13	1,464	1,173	2,650
期日前 投票所	中	8	22	18	54	4	76
	東	8	64	8	103	9	120
	南	8	32	26	115	9	150
	西	8	24	16	39	14	69
	安佐南	32	34	39	152	25	216
	安佐北	32	126	71	141	125	337
	安 芸	32	37	23	30	35	88
	佐 伯	16	36	67	86	32	185
	市 計	144	375	268	720	253	1,241
合 計	中	31	105	18	183	95	296
	東	30	153	9	235	124	368
	南	41	121	26	290	130	446
	西	45	145	20	262	195	477
	安佐南	71	146	39	375	220	634
	安佐北	92	296	78	410	343	831
	安 芸	50	76	24	125	100	249
	佐 伯	59	138	67	304	219	590
	市 計	419	1,180	281	2,184	1,426	3,891

② 広島市長選挙

区 分		投 票 管理者	投 票 立会人	投票事務従事者			
				市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計
選挙当日投票所		① 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙に同じ					
期日前 投票所	中	13	22	23	69	3	95
	東	13	104	14	123	9	146
	南	13	52	26	115	9	150
	西	13	26	25	50	14	89
	安佐南	52	41	39	191	25	255
	安佐北	52	204	103	191	200	494
	安 芸	52	38	25	41	38	104
	佐 伯	26	58	117	109	46	272
	市 計	234	545	372	889	344	1,605
合 計	中	36	105	23	198	94	315
	東	35	193	15	255	124	394
	南	46	141	26	290	130	446
	西	50	147	29	273	195	497
	安佐南	91	153	39	414	220	673
	安佐北	112	374	110	460	418	988
	安 芸	70	77	26	136	103	265
	佐 伯	69	160	117	327	233	677
	市 計	509	1,350	385	2,353	1,517	4,255

(2) 開票事務関係者

区 名	開 票 管理者	開票立会人			開票事務従事者		
		①県議	②市議	③市長	市・区 選管書記	市・区 職員	計
中	1	—	6	3	26	127	153
東	1	4	5	3	23	206	229
南	1	—	6	3	25	143	168
西	1	3	10	3	19	262	281
安佐南	1	6	10	3	27	270	297
安佐北	1	3	9	3	21	238	259
安 芸	1	—	4	3	26	82	108
佐 伯	1	4	4	3	23	210	233
市 計	8	20	54	24	190	1,538	1,728

(3) 選挙会事務関係者

① 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙 ② 広島市長選挙

区 名	選挙長	選挙立会人		選挙会 事務従事者	選挙長	選挙 立会人	選挙会 事務従事者
		県議	市議				
中	1	3	3	6	1	3	2
東	1	3	3	6			
南	1	3	3	2			
西	1	3	3	6			
安佐南	1	3	3	3			
安佐北	1	3	3	3			
安 芸	1	3	3	4			
佐 伯	1	3	3	4			
市 計	8	24	24	34			

7 選挙啓発事業

広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙の臨時啓発事業として、次のような各種啓発事業を実施し、明るい選挙と投票参加を呼びかけた。

(時期について特に明記のないものは告示日から実施)

種 別	事 項	時期・場所等	内容・その他
看板掲出等	① 立看板の掲出	公民館(69)、勤労青少年ホーム(2)、地域福祉センター(4)、区スポーツセンター等(13)、区民文化センター(7)、こども文化科学館、交通科学館、映像文化ライブラリー、大学(10)(108か所) 掲出期間3/29～4/12	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	② 期日前投票周知用立看板の掲出	区役所(12か所) 出張所(11か所) 掲出期間3/29～4/12	期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	③ 大看板の掲出	J R広島駅南口 中央公園、J R西広島駅前 掲出期間3/29～4/12	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用大看板を掲出した。
	④ 投票所周知用立看板の掲出	投票所の分かりにくい地域及び投票所の変更があった地域(136か所) 掲出日4/12	投票所が分かりにくい、又は投票所を変更した地域に周知用立看板を掲出する。
	⑤ 懸垂幕の掲出	市役所広報塔及び各区役所(9か所) 掲出期間3/29～4/12	選挙名及び投票日の周知用懸垂幕を掲出した。
	⑥ のぼりの掲出	区役所・出張所の敷地(135本)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用のぼりを掲出した。
	⑦ ポスターの掲出	広電宮島線駅(市域内12駅)(3/29～4/12)、アストラムライン駅(県庁前及び本通)(3/30～4/12)への掲出	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用ポスターを掲出した。
		大学、病院、店舗、金融機関等	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用ポスターを配布し、掲出を依頼した。
	⑧ 公共交通機関中吊り広告の掲出	市内電車(3/29～4/12) アストラムライン(3/30～4/12)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用中吊り広告を掲出した。
	⑨ バスフロント幕の掲出	市内バス(6社、200枚) 掲出期間3/29～4/12	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用幕を市内バスの前面に掲出した。
	⑩ 大型垂れ幕の掲出	本通り、金座街アーケード(5か所) 掲出期間3/29～4/12	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用大型垂れ幕を掲出した。
街頭啓発等	① 街頭啓発の実施	ア 各区選管での街頭啓発 4/4～4/11	各区において、区内繁華街等で啓発グッズを配布した。
		イ 市明推協及び選挙ユースボランティア等による街頭啓発 ・実施日：4/4(土)12時～ ・実施場所：J R広島駅南口	市明推協と選挙ユースボランティア等により、市内の主要場所で啓発グッズを配布した。
		ウ 県選管との合同街頭啓発 ・実施日：4/10(金)12時～ ・実施場所：広島パルコ前及び八丁堀	マスコミに選挙に関する記事を掲載してもらうため、投票日直前に県・市選管が合同で大規模な街頭啓発を行った。

種 別	事 項	時期・場所等	内容・その他
街頭啓発等	② 宣伝車による巡回	・実施日 4/5(日), 4/11(土), 4/12(日) ・宣伝車 中・東・南・西・安芸区 各1台 安佐南・安佐北・佐伯区 各2台 計11台/日	選挙名及び投票日の周知と投票を呼びかける宣伝車を巡回させた。
	③ 花電車の運行	広島駅～広島港～広電西広島 3/29(日)～4/12(日)	選挙名及び投票日を周知する看板を掲出した市内電車を走らせた。
広報活動等	① 市の広報番組での広報	3/16(月)～4/11(土)	市広報枠のラジオ番組及びラジオスポットで投票を呼びかけた。
	② 市選挙管理委員会ホームページでの広報	3/13(金)～4/12(日)	選挙名、投票日及び選挙制度を掲載し、広く市民に周知した。
	(新規) ③ 市広報用Twitter、facebookでの広報	4/3(金)～4/12(日)	選挙名、投票日及び期日前投票など、広く市民に呼びかけた。
	④ 市広報紙での広報	広報紙「市民と市政」 3/15号	市広報紙「市民と市政」に選挙に関する記事を掲載する。
	⑤ 新聞折込チラシ	新聞各紙 3/29(日)	新聞各紙に選挙名、投票日及び選挙制度等のチラシを折り込み、広く市民に周知した。
	⑥ 大型ディスプレイ(デジタルサイネージ)での広報	(市設置) シャレオ中央広場、広島駅南口地下広場、市役所本庁舎 (3か所)	本市が設置している大型ディスプレイ等(デジタルサイネージ)に、選挙名、投票日及び期日前投票を周知する情報を掲出した。
		民間施設のデジタルサイネージ	広島市デジタルサイネージコンテンツ共有システムへ選挙啓発コンテンツを登録し利用を推進した。
	⑦ 区役所広告モニターでの広報	各区役所(8か所) 3/30(月)～4/10(金)	各区役所1階に設置している広告モニターに、選挙名、投票日及び期日前投票を周知する情報を掲出した。
	⑧ スポーツ施設の大型ビジョンでの広報	マツダスタジアム 4/7(火)～4/9(木)	大型ビジョンを活用し、選挙名、投票日及び期日前投票を周知する情報を掲出した。
その他	⑨ 映画館での広報	109シネマズ 広島、イオンシネマ広島、TOHOシネマズ 緑井(4/4～4/11)	映画館で映画上映前CMを流した。
	① 住所異動者に対する周知用チラシの配布	各区役所、出張所	選挙名、投票日及び選挙制度を周知するチラシを、住所異動者に配布した。
	② 館内放送による広報	スーパーマーケット、公共施設等	選挙名及び投票日を周知する館内放送を行った。



6 ひろしま市民と市政

くらしのガイド

平成27年(2015年) 2月1日

立候補予定者説明会を開催

立候補の届け出方法や選挙運動の概要などを説明します。

●市長選挙

☎ 3月29日(日)告示、4月12日(日)投票予定の市長選挙に立候補を予定している人

🕒 2月25日(火)午後1時半～4時
📍 市役所本庁舎

●市議会議員選挙

☎ 4月3日(金)告示、4月12日(日)投票予定の市議会議員選挙に立候補を予定している人

🕒 3月3日(火)午後1時半～4時
📍 市役所本庁舎

📞 市選挙管理委員会 (☎504-2513、☎504-2519)

平成27年(2015年) 3月1日

区報なか

ひろしま市民と市政 7



選挙事務臨時職員募集

4月12日(日)に予定している「統一地方選挙」において、区内各投票所での事務に従事する臨時職員を募集します。

【勤務場所】区内各投票所

【勤務時間】午前6時半～午後8時半

【事務内容】投票事務の補助

【賃金】11,100円(所得税引き後11,033円)

※臨時職員用の駐車場はありませんのでご注意ください

📞 3月2日(月)から、区選挙管理委員会(区政調整課内)

(☎504-2544、☎541-3835)へ

平成27年(2015年) 3月1日

区報にし

ひろしま市民と市政 7



選挙事務臨時職員

4月12日(日)に行われる「統一地方選挙」の当日と前日1～2時間程度、区内の各投票所での事務に従事する臨時職員を募集します

【勤務場所】区内各投票所

【勤務時間】午前6時半～午後8時半

【事務内容】投票事務の補助

【賃金】11,100円(所得税引き後11,033円)

※臨時職員用の駐車場はありませんのでご注意ください

📞 3月2日(月)から電話で区選挙管理委員会事務局(区政調整課内) (☎532-0925)へ

※定員になり次第締め切り

**募集 選挙事務臨時職員**

4月12日(日)に行われる「統一地方選挙」において、区内の各投票所での事務に従事する臨時職員を募集します。

【勤務場所】区内各投票所

【勤務時間】午前6時半～午後8時半

【事務内容】投票事務の補助

【賃金】11,100円(所得税引き後11,033円)

※臨時職員用の駐車場はありませんのでご注意ください。

区選挙管理委員会(区政調整課内) ☎831-4927へ



2 ひろしま市民と市政

topics トピックス

4/12
(日)

市長選挙・市議会議員選挙・
県議会議員選挙に投票を

広島
の未来を託す
あなたの一票



4月12日は、3つの選挙を同時に行います。広島市の未来を託す大切な選挙に、あなたの一票を投票しましょう。
区選挙管理委員会 ☎504-2513、☎504-2519

●投票できる人

平成7年4月13日までに生まれた人で、今年1月2日までに住民基本台帳に記録され、4月2日現在、市内に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる日本国民です。

●転入・転出した人はご注意ください

住所を異動した人は、投票できる選挙や場所が異なる場合があります。県内の他の市町に転出した人は、市長選挙・市議会議員選挙に投票できません。県外に転出した人は、市長選挙・市議会議員選挙・県議会議員選挙のいずれにも投票できません。詳しくはお住まいの区の選挙管理委員会へお問い合わせください。

●投票時間は午前7時～午後8時

ただし、南区の似島集会所は午前6時～午後6時。南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時～午後6時。

●「選挙のお知らせ」は世帯ごとに封書で届きます

投票できる人には「選挙のお知らせ」は「はがき」ではなく、世帯ごとの封書を郵送します。封筒の中には1人1枚ずつ「選挙のお知らせ」が入っています(右図参照)。投票場所などを確認し、自分の「選挙のお知らせ」を持って投票に行きましょう(なくした場合でも投票できます)。届かない場合は、お住まいの区の選挙管理委員会へご連絡ください。

※県内の他の市町に転出した人はこれまでどおり「はがき」で郵送します。

●点字投票や代筆による投票も

視覚に障害がある人は点字投票ができます。病気やけがなどのため自分で記入できない人は、職員が代筆する代理投票ができます。投票所職員にお申し出ください。

●選挙公報を配布します

市長選挙の選挙公報を、4月5日(日)の朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込む予定です。区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどでも届き次第配布します。

●期日前投票のご利用を

投票日に仕事やレジャーなどで、投票に行けない人は、期日前に投票ができます。

【日時】市長選挙は3月30日(月)～4月11日(土)、市議会議員・県議会議員選挙は4月4日(土)～11日(土)のいずれも午前8時

半～午後8時(土・日曜日にも投票できます)

【投票できる場所】住所地(選挙人名簿登録地)の区役所、区内の出張所(似島出張所は除く)。連絡所はできません。

●不在者投票のご利用も

出張や旅行などで期日前投票にも行けない人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会に投票ができます(あらかじめ手続きが必要です。詳しくはお問い合わせを)。

区選挙管理委員会

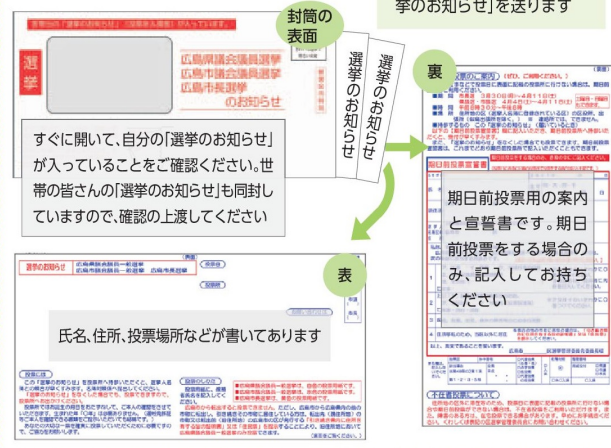
☎504-2513、☎504-2519

区選挙管理委員会(☎は6㉵上)

区	電話番号	区	電話番号
中	504-2544	安佐南	831-4927
東	568-7703	安佐北	819-3959
南	250-8934	安芸	821-4903
西	532-0925	佐伯	943-9753

新しくなる「選挙のお知らせ」

世帯でまとめて、封書で「選挙のお知らせ」を送ります



市役所あれこれ便利電話
おしえてコールひろしま
年中無休8～22時
☎082-504-0822

●担当課へは各課直通ダイヤルで

広報ひろしま
市民と市政

平成27(2015)年
4.1
通巻1548号
広報紙は1日と15日に発行します

4 ひろしま市民と市政

平成27年(2015年) 4月1日

広島市の未来を託す、あなたの一票 | 市長選・市議選・県議選 投票日は4月12日(日) | 岡区選挙管理委員会 (☎504-2513、☎504-2519)

平成27年(2015年) 4月1日

区報なか

ひろしま市民と市政 7

くらしの中区版ガイド

投票所の変更について
4月12日(日)執行予定の選挙から、江波第三投票区の投票所「江波西二丁目仮設投票所」を「栄光こども園ホール」へ変更します。
対象となる投票区域は次のとおりです。(投票区の変更はありません)

	投票所 施設名	施設の 所在地	投票区 の区域
江波第三投票区	変更前	江波西二丁目仮設投票所	中区江波西二丁目14番
	変更後	栄光こども園ホール	中区江波西二丁目32番1号

岡区選挙管理委員会 (☎504-2544、☎541-3835)

平成27年(2015年) 4月1日

区報にし

ひろしま市民と市政 7

くらしの西区版ガイド

投票所が変更になります
4月12日(日)投票の県議選・市議選・市長選では中広と観音投票区の投票所の場所が変更になります。

投票場所	
変更前	変更後
中広中学校体育館	中広中学校電気室 (中広町三丁目1-41)
観音小学校PTA室	観音小学校体育館 (観音本町二丁目1-26)

なお、開票所は中広中学校体育館です。※参観者用の駐車場はありません
岡西区選挙管理委員会 (区政調整課内 ☎532-0925、☎232-9783)

平成27年(2015年) 4月1日

区報あき

ひろしま市民と市政 7

くらしの安芸区版ガイド

お知らせ 投票所が変更になります
4月12日(日)執行の広島県議会議員選挙、広島市議会議員選挙及び広島市長選挙では、次の地域の投票所が変更になります。

投票区	該当地域	投票所	
		変更前	変更後
みどり坂	瀬野西一～六丁目	瀬野福祉センター (瀬野一丁目4-19)	みどり坂小学校体育館 (瀬野西一丁目38-1)
上瀬野	上瀬野一・二丁目、上瀬野町、上瀬野南一丁目 (瀬野投票区分を除く)、上瀬野南二丁目	上瀬野保育園 (上瀬野二丁目6-11)	瀬野学区集会所 (上瀬野二丁目16-12)

岡区選挙管理委員会事務局 (☎821-4903、☎822-8069)

メインメニューをスキップして本文へ移動

English

中文

한글

Português

Español

Filipino

音声読み上げ

ふりがな

文字サイズ

標準

大

特大

背景色変更

白

青

黄

黒

Translate

English

中文簡体

中文繁体

한글

キーワードを入力

検索

検索の仕方

広島市

The City of Hiroshima

暮らし・手続き

子育て・教育

健康・医療・福祉

まちづくり

文化・スポーツ

産業・雇用・ビジネス

観光

原爆・平和

市政全般

緊急災害情報サイト

救急当番医

避難場所

組織別分類から探す

サイトマップ

広島市ホームページ > 市政全般 > 選挙 > 4月12日(日)は、広島市長選挙及び広島市議会議員・広島県議会議員一般選挙の投票日です。

4月12日(日)は、広島市長選挙及び広島市議会議員・広島県議会議員一般選挙の投票日です。

ツイート

印刷用ページを表示する

4月12日(日)

広島市長選挙

広島市議会議員一般選挙

広島県議会議員一般選挙



投票時間 午前7時から午後8時まで(一部地域を除く。)

★南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時まで

告示日 広島市長選挙 平成27年3月29日(日)

広島市議会議員一般選挙・広島県議会議員一般選挙 平成27年4月3日(金)

※選挙運動は、告示日に立候補の届出が受理されてから行うことができます。

- 1 投票日当日に広島市で投票できる人
- ◆選挙人名簿に登録される次の(1)～(3)の要件を満たす人で、投票当日に選挙権を有する人は投票できます。
 - (1)日本国籍を持っている人
 - (2)平成7年4月13日までに生まれた人(投票日に満20歳以上)
 - (3)平成27年4月2日現在、広島市に住所が有り、引き続き3ヶ月以上住んでいる人(平成27年1月2日までに住民基本台帳に登録された人)
 - ◆選挙人名簿に登録されている人で最近住所を変えた人は次の場所で投票することになります。

区分		投票できる選挙			投票場所	
		県議選	市議選	市長選	以前の住所	現在の住所
県外から広島市へ転入	平成27年1月2日までに広島市へ転入の届出をした人	○	○	○	—	○(広島市)
	平成27年1月3日以降に広島市へ転入の届出をした人	投票できない	投票できない	投票できない	—	—
県内他市町から広島市へ転入	平成27年1月2日までに広島市へ転入の届出をした人	○	○	○	—	○(広島市)
	平成27年1月3日以降に広島市へ転入の届出をした人	△(※1)	投票できない	投票できない	△(※1)(県内他市町)	—
広島市内で転居(既登録者)※2	平成27年3月1日までに転居の届出をした人	○	○	○	—	○
	平成27年3月2日以降に転居の届出をした人	○	○	○	○	—
広島市から県内他市町へ転出	平成27年1月2日までに県内他市町へ転入の届出をした人	○	投票できない	投票できない	—	○(県内他市町)
	平成27年1月3日以降に県内他市町へ転入の届出をした人	△(※1)	投票できない	投票できない	△(※1)(広島市)	—
広島市から県外へ転出		投票できない			—	—

※1 広島県内の以前の住所地で投票するためには、次の(1)～(3)を全て満たす必要があります。

- (1)広島県内の以前の住所地で選挙人名簿に登録されていること
- (2)広島県内の市町の間で1回だけ住所を変えた人であること
- (3)転出前又は転出先の市(区)や町の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票の写し」を提示すること

※2 平成26年12月1日までに広島市の住民基本台帳に記載され、広島市の選挙人名簿に登録された人に限る。

2 投票のしかた

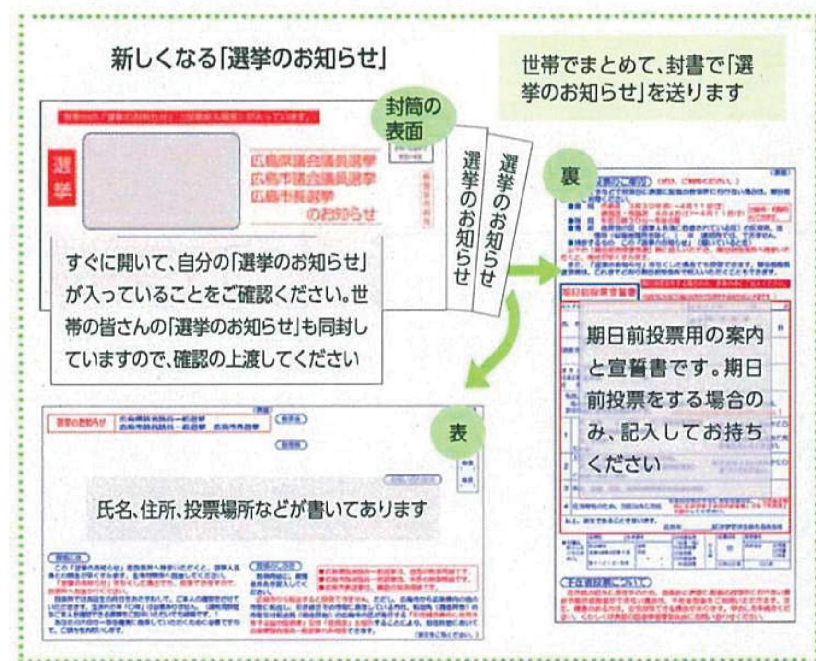
◆投票用紙に、候補者氏名を記入してください。

選挙の種類	投票用紙の色
広島県議会議員一般選挙	白色
広島市議会議員一般選挙	水色
広島市長選挙	黄色

3 「選挙のお知らせ」

投票できる人に郵送する「選挙のお知らせ」は、はがきではなく、世帯ごとの封書で送ります。封筒の中には1人1枚ずつ、日時・場所などを記載した「選挙のお知らせ」が入っておりますので、投票するときにご持参ください。(下のイメージ図をご参照ください。)届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。お住まいの区の選挙管理委員会にご連絡ください。

なお、「選挙のお知らせ」を、届いた後になくされたり、投票される際に持参されていなくても投票できますので、投票所や期日前投票所で、その旨を伝えてください。



※県内の他の市町に転出した人には、これまでどおりはがきで郵送します。

4 期日前投票

仕事や投票区域以外でのレジャーなどで選挙期当日、投票に行けない人は、期日前投票をご利用ください。

■広島市長選挙

◆日時

3月30日(月)から4月11日(土)の午前8時30分から午後8時まで(土・日曜日投票できます。)

◆場所

住所地(選挙人名簿登録地)の区役所又は出張所(区内のいずれの出張所でも投票できます。連絡所ではできません。)

◆持っていくもの

「選挙のお知らせ」(届いている場合のみ。なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。)*印鑑は必要ありません。

◆昨年12月29日から1月2日までに広島市に転入の届出をされた人で、「1 投票日当日に広島市で投票できる人」にあてはまる人の広島市長選挙の期日前投票は、4月2日以降となります。

■広島市議会議員一般選挙・広島県議会議員一般選挙

◆日時

4月4日(土)から4月11日(土)の午前8時30分から午後8時まで(土・日曜日投票できます。)

- ◆場所
住所地(選挙人名簿登録地)の区役所又は出張所(区内のいずれの出張所でも投票できます。連絡所ではできません。)
- ◆持っていくもの
「選挙のお知らせ」(届いている場合のみ。なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。)*印鑑は必要ありません。

[期日前投票所\(及び不在者投票記載場所\)一覧表](#)

5 不在者投票

名簿登録地の選挙管理委員会における選挙期日前の投票は、原則、期日前投票となりますが、一部の投票については、不在者投票となります。

- ◆不在者投票のできる場所
 - 都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等(入院・入所中の人に限られます。)
 - 名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会(出張等で他の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票する場合など)
- ◆広島市の選挙人名簿に登録されている人が、他の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票する場合は「不在者投票請求書・宣誓書」を、登録されている区(選挙管理委員会)へ郵便等で送付又は持参してください。(FAX、電子メールは不可)
- ◆広島市長選挙の投票は3月30日(月)から、広島市議会議員一般選挙、広島県議会議員一般選挙の投票は4月4日(土)からです。このため、それ以前に広島市議会議員一般選挙、広島県議会議員一般選挙の投票ができる方から「不在者投票請求書・宣誓書」が提出された場合、4月2日(木)以降に3種類の投票用紙等を郵送により発送することとしています。
- 万一、お急ぎで、広島市議会議員一般選挙と広島県議会議員一般選挙の投票を請求されない場合(広島市長選挙のみ投票する場合)は「不在者投票請求書・宣誓書」の「広島市議会議員一般選挙」と「広島県議会議員一般選挙」の文字を二重線で消して請求するなど、その旨を明記してください。
- この場合、広島市議会議員一般選挙と広島県議会議員一般選挙については、後日、改めて投票用紙等を請求されるか、期日前投票所あるいは当日投票所にお越しのうえ、投票してください。

6 重度身体障害者等の在宅投票

重度の障害のある人などで、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は4月8日(水)までに区選挙管理委員会に請求してください。

詳しくは、関連情報 [>>>体が不自由な人の投票は？](#) をご覧ください。

7 点字・代理投票

視覚に障害のある方は点字投票ができます。また、病気やけがなどのため、自ら投票用紙に記載できない人は、投票所の係員による代理投票ができます。お気軽に係員にお申し出ください。

8 選挙公報(広島市長選挙)

広島市長選挙においては、候補者の政見や経歴等を掲載した選挙公報を、4月5日(日)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどにも届けたい、備え付けます。

9 2階の投票所について

次の施設は、体の不自由な方や高齢者の方が2階へ上がるお手伝いをしますので、気軽にお申し出ください。

西区	己斐第三投票区	己斐上集会所	西区己斐上一丁目14番5号
安佐南区	安古市第十四投票区	高長集会所	安佐南区高取北四丁目4番14号
安佐北区	落合第三投票区	吹村会館	安佐北区落合二丁目41番26号

10 お問い合わせはこちらまで

お問い合わせ先 市・区選挙管理委員会		
市 ⇒ 電話504-2513	南区 ⇒ 電話250-8934	安佐北区⇒ 電話819-3959
中区 ⇒ 電話504-2544	西区 ⇒ 電話532-0925	安芸区 ⇒ 電話821-4903
東区 ⇒ 電話568-7703	安佐南区⇒ 電話831-4927	佐伯区 ⇒ 電話943-9753

その他広島市選挙管理委員会からののお知らせ等は[>>>こちら](#) をご覧ください。

関連情報

[投票区・投票所一覧表](#)[期日前投票所\(及び不在者投票記載場所\)一覧表](#)[選挙管理委員会への問い合わせは？](#)[体が不自由な人の投票は？](#)

ダウンロード

[不在者投票請求者・宣誓書\(45KB\)\(PDF文書\)](#)

添付資料を見るためにはビューワソフトが必要な場合があります。[詳しくはビューワー一覧をご覧ください。](#)(別ウィンドウで開きます。)

このページに関するお問い合わせ先

市選挙管理委員会事務局 啓発課 啓発担当
電話:082-504-2594 / FAX:082-504-2069
メールアドレス:shisenkan@city.hiroshima.lg.jp

[ページの先頭へ](#)[このホームページについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [リンク・著作権・免責事項](#) [携帯電話・スマートフォンサイトのご案内](#)

広島市役所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
代表電話 082-245-2111 [[地図](#)・[交通手段](#)]

[おしえてコールひろしま](#)

市役所へのお問い合わせに、お気軽にご利用ください。

電話:082-504-0822
年中無休 受付時間:8時～22時

Copyright © 2015 The City of Hiroshima. All rights reserved.

〔住民異動者に対する周知用チラシ〕

4月12日(日)は 広島県議会議員選挙 広島市議会議員選挙 広島市長選挙 の投票日です!!

広島市で投票できる方 次の表の①と②をともに満たす人です。

① 年齢要件	② 住所要件
平成 7 年 4 月 13 日までに生まれた人 (選挙期日において満 20 歳に達する人)	平成 27 年 1 月 2 日までに住民基本台帳に記録された日本国民 (平成 27 年 4 月 2 日現在で、広島市内に住所があり、引き続き 3 か月以上住んでいる人)

最近住所を変えた方の投票の可否と投票地 **最近住所をかえた方はご注意を。**

区分	投票できる選挙			投票場所	
	県議選	市議選	市長選	以前の住所	現在の住所
広島市内で転居(既登録者)	平成 27 年 3 月 1 日までに届出をした人	○	○	○	○
	平成 27 年 3 月 2 日以降に届出をした人	○	○	○	○
広島市から県内他市町へ転出	平成 27 年 1 月 2 日までに届出をした人	○	投票できない	投票できない	○(県内他市町)
	平成 27 年 1 月 3 日以降に届出をした人	△(※)	投票できない	投票できない	△(※)(広島市)
広島市から県外へ転出	投票できない			○	○

※ 広島市から県内の他市町へ転出した人が、広島市で投票するためには、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 広島市のいずれかの区で選挙人名簿に登録されていること。 ② 広島県内の市や町の間で 1 回だけ住所を変えていること。
③ いずれかの市区町の発行する証明書(「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票の写し」)を提示すること。

選挙のお知らせを「封書」でお届けします

これまでの「はがき」から、世帯ごとにまとめて「封書」でお送りします。ご自分の「選挙のお知らせ」が入っていることをご確認ください、世帯の皆様にもお渡しください。



投票時間

午前7時から午後8時までです。ただし、南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時までです。

投票のしかた 投票用紙に候補者氏名を記入してください。

広島県議会議員選挙 …… 白色の用紙
広島市議会議員選挙 …… 水色の用紙
広島市長選 …… 黄色の用紙

期日前投票

用事や仕事などで、4月 12 日(日)に投票に行けない人は、期日前投票ができます。午前8時半から午後8時まで、期間中の土・日曜日を実施します。

【期日前投票ができる期間】	市長選挙は	3月30日(月) ~4月11日(土)	昨年12月29日から1月2日までに広島市に転入の届出をされた方が、「広島市で投票できる方」に該当する場合は4月2日以降になります。
	県議会議員選挙・市議会議員選挙は	4月4日(土) ~4月11日(土)	
【投票場所】	選挙人名簿登録地の区の区役所、出張所(似島出張所を除く。) ※連絡所ではできません		
【持っていくもの】	「選挙のお知らせ」(裏面の期日前投票宣誓書欄)に記入し、ご持参ください(届いているとき)。なくした場合も投票できます。)		

点字・代理投票

視覚に障害のある方は点字投票ができます。また、病気やけがなどのため、自ら投票用紙に候補者氏名を記載できない人は、投票所の係員が代筆する代理投票ができます。

郵便等での不在者投票

次のいずれかの要件を満たす人で、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は 4 月 8 日(水)までに、区選挙管理委員会へ請求してください。

- ① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、公職選挙法で定められた重度の障害がある人
② 介護保険法の被保険者証の区分が要介護5の人

他の市区町村での不在者投票

出張や旅行などで 4 月 12 日(日)に投票に行けない人は、他の市区町村で不在者投票をすることもできます。

「不在者投票宣誓書・請求書」(広島市のホームページからダウンロードすることもできます。)を選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へ郵便等で送付又は持参してください。(FAX、電子メールは不可)

広島市長選挙は選挙公報を配布します

候補者の政見や経歴等を掲載した選挙公報を 4 月 5 日(日)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センター等にも届き次第備え付けます。

(お問い合わせ先)	市 ⇒	Tel.504-2513	南区 ⇒	Tel.250-8934	安佐北区 ⇒	Tel.819-3959
	中区 ⇒	Tel.504-2544	西区 ⇒	Tel.532-0925	安芸区 ⇒	Tel.821-4903
	東区 ⇒	Tel.568-7703	安佐南区 ⇒	Tel.831-4927	佐伯区 ⇒	Tel.943-9753

〔新聞折込チラシ（表）〕

4月12日(日)は「広島県議会議員選挙」「広島市議会議員選挙」「広島市長選挙」の投票日です!!

広島市で投票できる方 次の表の①と②をともに満たす人です。

①年齢要件	②住所要件
平成7年4月13日までに生まれた人 (選挙期日において満20歳に達する人)	平成27年1月2日までに住民基本台帳に記録された日本国民 (平成27年4月2日現在で、広島市内に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる人)

最近住所を変えた方の投票の可否と投票地 最近住所をかえた方にご注意を。

区 分	投票できる選挙			投票場所	
	県議選	市議選	市長選	以前の住所	現在の住所
広島市内で転居(既登録者)	平成27年3月1日までに届出をした人	○	○	—	○
	平成27年3月2日以降に届出をした人	○	○	○	—
広島市から県内他市町へ転出	平成27年1月2日までに届出をした人	○	投票できない	—	○(県内他市町)
	平成27年1月3日以降に届出をした人	△(※)	投票できない	△(※)(広島市)	—
広島市から県外へ転出		投票できない		—	—

※広島市から県内の他市町へ転出した人が、広島市で投票するためには、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 広島市のいずれかの区で選挙人名簿に登録されていること。
- ② 広島県内の市や町の間で1回だけ住所を変えていること。
- ③ いずれかの市区町の発行する証明書(「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票の写し」)を提示すること。

投票時間

午前7時から午後8時までです。ただし、南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時までです。

投票のしかた

投票用紙に候補者氏名を記入してください。

- ① 広島県議会議員選挙 …… 白色の用紙
- ② 広島市議会議員選挙 …… 水色の用紙
- ③ 広島市長選挙 …… 黄色の用紙

期日前投票

用事や仕事などで、4月12日(日)に投票に行けない人は、期日前投票ができます。午前8時半から午後8時まで、期間中の土・日曜日も実施します。

期 日 前 投 票 が で き る 期 間	市長選挙は	3月30日(月) ～4月11日(土)	昨年12月29日から1月2日までに広島市に転入の届出をされた方が、 「広島市で投票できる方」に該当する場合は4月2日以降になります。
	県議会議員選挙・ 市議会議員選挙は	4月4日(土) ～4月11日(土)	
投 票 場 所	選挙人名簿登録地の区の区役所、出張所(似島出張所を除く。) ※連絡所ではありません		
持っていくもの	「選挙のお知らせ」(裏面の期日前投票宣誓書欄にご記入し、ご持参ください(届いているとき)。なくした場合も投票できます。)		

点字・代理投票

視覚に障害のある方は点字投票ができます。また、病気やけがなどのため、自ら投票用紙に候補者氏名を記載できない人は、投票所の係員が代筆する代理投票ができます。

郵便等での不在者投票

次のいずれかの要件を満たす人で、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は4月8日(水)までに、区選挙管理委員会へ請求してください。

- ① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、公職選挙法で定められた重度の障害がある人
- ② 介護保険法の被保険者証の区分が要介護5の人

他の市区町村での不在者投票

出張や旅行などで4月12日(日)に投票に行けない人は、他の市区町村で不在者投票をすることもできます。「不在者投票宣誓書・請求書」(広島市のホームページからダウンロードすることもできます。)を選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へ郵便等で送付又は持参してください。(FAX、電子メールは不可)

広島市長選挙は選挙公報を配布します

候補者の政見や経歴等を掲載した選挙公報を4月5日(日)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センター等にも届け次第備え付けます。広島市のホームページにも掲載します。

【お問い合わせ先】 広島市・区 選挙管理委員会	市 TEL504-2513	南区 TEL250-8934	安佐北区 TEL819-3959
	中区 TEL504-2544	西区 TEL532-0925	安芸区 TEL821-4903
	東区 TEL568-7703	安佐南区 TEL831-4927	佐伯区 TEL943-9753

広島市ホームページ <http://www.city.hiroshima.lg.jp/>

広島市選挙 検索 クリック

4月12日(日)は 広島県議会議員選挙 広島市議会議員選挙 広島市長選挙 の投票日です!!

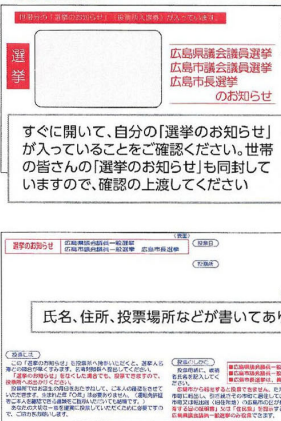
新しくなる『選挙のお知らせ』

「選挙のお知らせ」は世帯ごとに封書で届きます。

投票できる人には「選挙のお知らせ」は「はがき」ではなく、世帯ごとに封書で郵送します。中には1人1枚ずつ「選挙のお知らせ」が入っています(右図参照)。投票場所などを確認し、自分の「選挙のお知らせ」を持って投票に行きましょう(なくした場合も投票できます)。届かない場合は、お住まいの区の選挙管理委員会へご連絡ください。

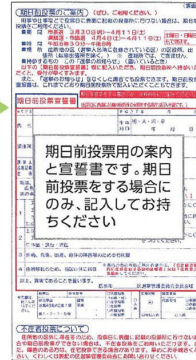
※県内の他の市町に転出した人はこれまでどおり「はがき」で郵送します。

〔封筒の表面〕



世帯でまとめて、封書で「選挙のお知らせ」を送ります

〔裏面〕



みんなで徹底しよう『三ない運動』

政治家は有権者に寄附を



贈らない

有権者は政治家に寄附を



求めない

政治家から有権者への寄附は



受け取らない



政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは禁止されています。有権者が求めてもいけません。

- 病気見舞い
- お祭りへの寄附や差入
- 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入
- 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- 秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典
- 葬式の花輪、供花

- 落成式、開店祝の花輪
- 町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入
- 入学祝、卒業祝
- お歳暮やお年賀

インターネット選挙運動

- ① 有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動ができますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ② 候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。

(注) ・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。
・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
・未成年者等は選挙運動をすることができません。

電子メール

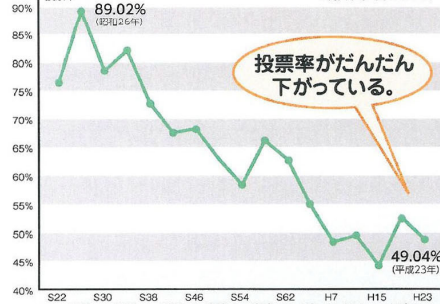
△△花子(△△@△△.me.jp)
このたびの選挙では是非○○さんを当選させましょう。
有権者が、電子メールで選挙運動を行うことは禁止。

みんなで考えよう!!『広島市の選挙の現状』

投票率の推移

(広島市議会議員一般選挙)

※男女平均を表しています。

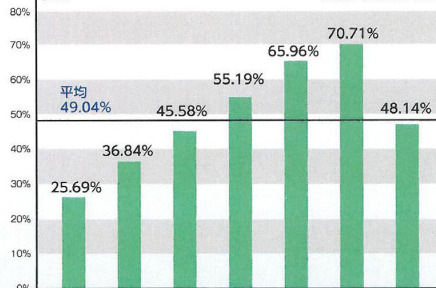


投票率がだんだん下がっている。

年齢層別の投票率

(平成23年4月10日執行広島市議会議員一般選挙)

※男女平均を表しています。



若い人も、投票に行こう!!



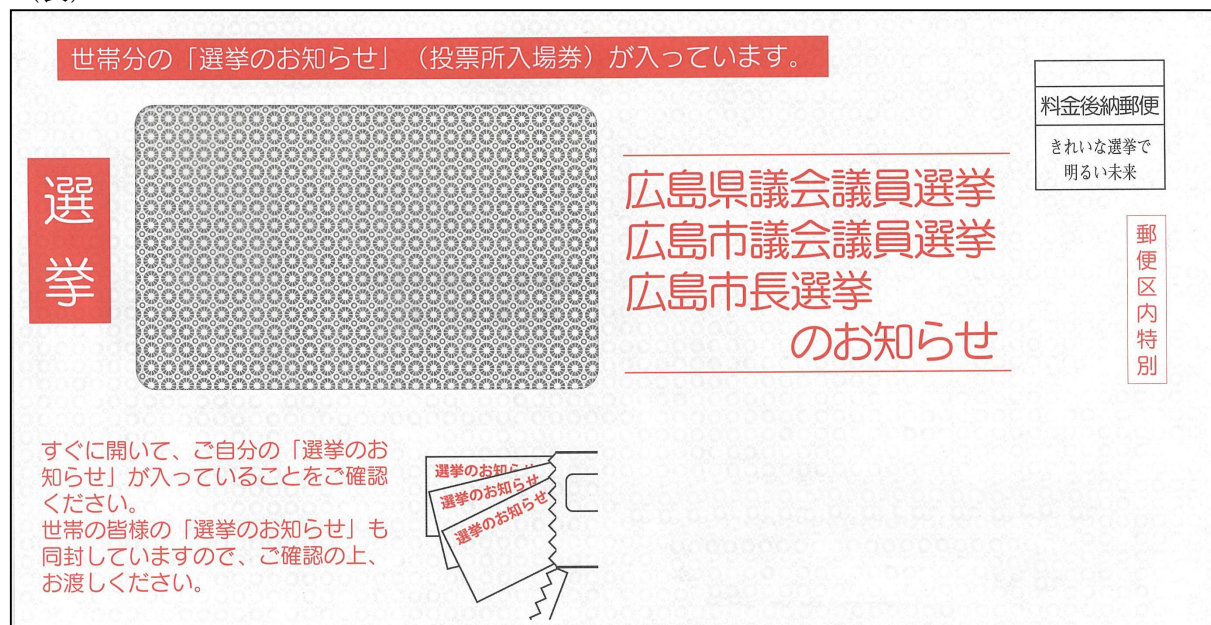
明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

広島未来を託す、あなたの一票!!

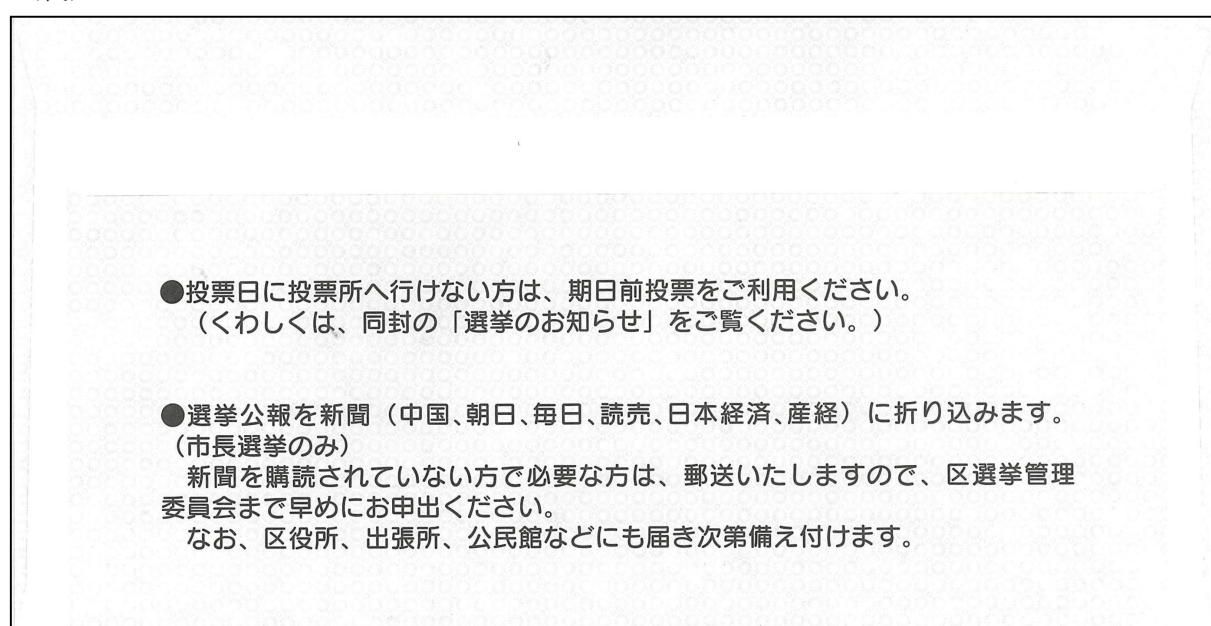
〔選挙のお知らせ（封筒）〕

市内居住者用

(表)



(裏)



(表)

選挙のお知らせ

広島県議会議員一般選挙
広島市議会議員一般選挙
広島市長選挙

(表面)

投票日
平成27年4月12日(日)

投票所

お問い合わせは



投票には

この「選挙のお知らせ」を投票所へ持参いただくと、選挙人名簿との照合が早くすみやす。名簿対照係へ提出してください。

「選挙のお知らせ」をなくした場合でも、投票できますので、投票所へお出かけください。

投票所ではお誕生の月日をおたずねして、ご本人の確認をさせていただきます。生まれた年「〇年」は必要ありません。(運転免許証等ご本人を確認できる書類をご提示いただいても結構です。)

あなたの大切な一票を確実に投票していただくために必要ですので、ご協力をお願いします。

投票のしかた

投票用紙に、候補者氏名を記入してください。

広島市から転出すると投票できません。ただし、広島市から広島県内の他の市町に転出し、引き続きその市町に居住している方は、転出先(現住所)の市町又は転出前(旧住所)の広島市の区が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示することにより、旧住所地において広島県議会議員一般選挙のみ投票できます。

■広島県議会議員一般選挙は、白色の投票用紙です。
■広島市議会議員一般選挙は、水色の投票用紙です。
■広島市長選挙は、黄色の投票用紙です。

(裏面をご覧ください。)

(裏)

(裏面)			
期日前投票のご案内 （ぜひ、ご利用ください。）			
用事や仕事などで投票日に表面に記載の投票所に行けない場合は、期日前投票をご利用ください。			
■期間	市長選・市議選 県議選・市議選 午前8時30分～午後8時	3月30日(月)～4月11日(土) 4月4日(土)～4月11日(土)	土曜日・日曜日もできます。
■場所	住所地区の区(選挙人名簿を除く。)*連絡所では、できません。 場所(似島出張所を除く。)*連絡所のお知らせ(届いているとき) 持参するもの(投票のお知らせ)に記入いただき、期日前投票所へ持参いただく。受付が早くすぎます。 以下の【期日前投票宣誓書】をなくした場合でも投票できます。期日前投 票宣誓書は、これまでどおり期日前投票所で記入いただくこともできます。		
期日前投票宣誓書 投票日に表面に記載の投票所で投票をする場合は記入不要です。）			
ふりがな	平成 年 月 日	生 年 月 日	姓 名
氏 名	平 成 2 7 年	明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平	区
現住所	広島市		
選挙人	上記の居住所と異なる場合のみ、記入してください。		
名義記載者	広島市		区
住 所			
私は、平成27年4月12日執行 広島県議会議員一般選挙 広島市議会議員一般選挙 広島市長選挙 の当日、 次の事由に該当する見込みです。 【No1から4のいずれかに○をつけてください。】			
A. 仕事	B. イ. 学業	C. ウ. 地域行事の役員	*アからオのいずれかに○をつけてください。
1. エ. 本人又は親族の冠婚葬祭	イ. その他	オ. その他	オの場合は、具体的な内容を記入してください。
に従事			
上記「1」以外の用事又は事故のため、			
2. ア. 当区以外	イ. 当区内 (投票区域外)	*ア又はイのいずれかに○をつけてください。	
に外出・旅行・滞在			
3. 疾病、負傷、出産、身体の障害等のため歩行困難			
※県内の他の市町に居住の場合は、「引き続き県内」住所を有する旨の証明書を提示してください。			
以上、真実であることを誓います。			
投票区		抄本番号	整理番号
特記事項は、ないでください。	該当理由 法第148条の2第1項 第1・2・3・5号	投票 平成	封筒交付 ☐ 無識 ☐ 市議 ☐ 市長
		名簿対照	用紙交付 ☐ 入券 ☐ 市長 ☐ 市長
			口外記入済
区選挙管理委員会委員長様			

不在者投票について

住所地の区外に滞在等のため、投票日に表面に記載の投票所に行けない場合や期日前投票ができない場合は、不在者投票をご利用いただけます。また、障害のある方は、在宅投票できる場合があります。早めにお手続ください。くわしくは表記の区選挙管理委員会にお問い合わせください。

〔選挙のお知らせ（はがき）〕
（表）

県内転出者用

郵便はがき

料金後納郵便
きれいな選挙で
明るい未来

選挙事務

（転出）

選挙のお知らせ
広島県議会議員一般選挙

投票日
平成27年4月12日（日）

投票所

選挙使用欄
（ ）
※くわしくは裏面をご覧ください。

（裏）

あなたは、広島市から転出されましたが、広島市の選挙人名簿に登録されています。転出先（現住所）の市や町又は転出前（旧住所地）の広島市の区の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示すれば、表記の投票所で、広島県議会議員一般選挙のみ投票することができます。

ただし、転出先（現住所）の選挙人名簿に登録されていると、広島市では投票できません。

また、市や町の間を2回以上異動した人や、県外に転出した人も投票できません。

※ 投票日当日、表記の投票所に行けない人は、次の1又は2により、期日前投票・不在者投票の制度をご利用ください。

1 旧住所地の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所で、期日前投票をする場合

「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を持参してください。また、この「選挙のお知らせ」を持参したくと、選挙人名簿との照合が早くなります。

2 現住所地の選挙管理委員会で、不在者投票をする場合

(1) 右記の請求書・宣誓書欄にご記入のうえ、この「選挙のお知らせ」と「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を封筒に入れて、表記の区選挙管理委員会に郵送してください。

(2) 現住所に投票用紙などを郵送しますので、日時をお確かめのうえ、それを持って近くの選挙管理委員会で不在者投票をしてください。

(3) 郵便のやりとりにより日数がかかります。至急請求してください。

期日前投票・不在者投票ができる期間
■4月4日(土)から4月11日(土)まで（土曜日・日曜日でもできます。）
■毎日、午前8時30分～午後8時
（広島市以外では、時間や場所について、それぞれの市や町にお問い合わせください。）

不在者投票請求書・宣誓書

私は、平成27年4月12日執行広島県議会議員一般選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。
以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

平成27年4月 日

不在者投票事由 住所移転のため、他の市や町に居住	
現住所	〒
選挙人名簿に記載されている住所	広島市 区
ふりがな氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
電話	() -

注：「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を同封してください。